

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
○自治体支援		
(地域マネジメント)		
1	地域包括ケアシステムの構築状況の自治体点検ツール(仮称)の活用に関する調査研究	<p>○ 地域包括ケアシステムの構築や団塊ジュニア世代全員が65歳以上となる2040年への一層の深化に向けては、各市町村がその進捗状況を自己評価し、自らの施策を顧みることができる評価指標や評価スキームが求められるが、これに応えるため、令和3、4年老健事業により、「地域包括ケアシステム構築状況自治体点検ツール(仮称)」を作成し、令和5年度の第9期介護保険事業計画の策定に向けた、これまでの振り返りに活用することを目的として手引きを作成したところである。</p> <p>○他方、同老健事業においては、有識者やモデル実施自治体から、計画策定時のみならず、市町村規模等、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた自治体の体制整備等に活用についての可能性についても指摘があったところである。</p> <p>○このため令和5年度は、これらを踏まえた上で、改めて有識者委員会を設置して検討するとともに、①都道府県・市町村への説明会等の実施。②モデル市町村での実地支援並びに活用事例の把握。③計画策定検討における活用実績及び効果等の自治体アンケート調査を実施。④活用事例集作成と啓発 を実施すること。</p> <p>○これらの成果も踏まえ、点検ツールの更なる精査及び必要に応じてアップデートを実施するとともに、第10期計画の策定準備年である2025年を視野に入れた活用の手引きを作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 令和3、4年度老健事業による「地域包括ケアシステム構築状況自治体点検ツール(仮称)」を用いた調査研究であること。</p>
2	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村の地域デザイン力を高める組織構築に関する調査研究	<p>地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、市町村において、地域の実情に即した施策を広く展開するための「地域デザイン力」が重要であり、地域づくり施策の推進体制づくりをより進めることが必要とされている。</p> <p>そこで、令和4年度に実施した「地域包括ケアシステム構築の加速化に向けた推進基盤に関する調査研究」事業による、基本的な地域の課題把握の仕組みや庁内外とのネットワーク体制整備などを図る支援を発展させることにより、支援を受けた市町村の経験やノウハウをさらに他自治体とのネットワークを通じて波及させることができるよう、リードオフ自治体を養成するため、有識者や先進自治体の実践者等による高度な政策立案を行う自治体同士のコミュニティ(地域包括ケア政策形成コミュニティ)を創出する。</p> <p>この仕組みを活用し、全国16市町村程度をモデルとして、政策形成プログラムによる自治体同士の学び合いを中心とした政策立案力の向上を行い、地域デザイン力に必要な共通基盤的なプロセスとノウハウを共有化する知見をまとめ、わかりやすい自治体向けリーフレット等を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 令和4年度「地域包括ケアシステム構築の加速化に向けた推進基盤に関する調査研究」の成果に基づく事業とすること。</p>
3	地域ケア会議と生活支援コーディネーターの協働に関する調査研究事業	<p>地域ケア会議へ生活支援コーディネーターが参画し、地域の実情に応じた連携した取組を行うことは有用であり、地域での高齢者の生活を支援し住み慣れた地域で暮らし続けられることにもつながる。</p> <p>地域ケア会議(地域ケア個別会議)、生活支援コーディネーターのどちらも地域での高齢者の生活を支援し、住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的として実施されている事業であり、連携により地域課題と支え合いの体制が結びつくことで課題解決が図られることになるが、連携がうまく図られていない実態もある。</p> <p>本事業は、高齢化と急激な人口減少が著しい東北地方をフィールドに、いまだ地域ケア会議と生活支援コーディネーターとの連携に取り組んでいない市町村の現場に、身近な例を提示するとともに、現在取り組んでいる市町村に対しても、自分たちの取組の振り返りに使えるような、わかりやすさを視座においた事例集を作成し、協働促進の一助となる報告書をまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 東北厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。 連携の事例集を用いた自治体向けリーフレットを作成すること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
4	地域包括ケアシステム維持のためのICTの活用に関する調査・研究事業	<p>今後、人口が急激に減少し、介護サービス提供者や行政担当者の減少、過疎化による効率的なサービス提供が困難になり、地域包括ケアシステムを維持できない可能性がある。</p> <p>地域包括ケアシステムを維持していくためにはICTの活用が有効であると考えられるが、その活用を促進していくためには、①技術的課題(介護サービス提供者における機器導入・保守、利用者における操作性の向上、機器の互換性、介護の知識を持って機器の使用法を利用者に説明できる人材の育成)、②法的課題(ICTサービス利用の契約形態、情報共有(個人情報)、事故発生の際の責任の所在)、③金銭的課題(ネットワークの整備・保守・利用、機器の導入・保守・利用の負担)などがあり、その解決策を検討しておく必要がある。</p> <p>本事業は、急激な人口減少と高齢化が進む東北の地域をフィールドとして、この問題に対応するためのICTの活用方策、課題の解決方法を検討し、地域包括ケア施策実施の参考となる将来ビジョンを自治体へ提示する報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 東北厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。 地域包括ケアシステム維持のためのICTの活用方策や課題解決に向けた将来ビジョンについて、参考となる自治体向けリーフレットを作成すること。</p>
5	フレイル高齢者に対する介護予防・生活支援における民間企業との協働推進と広域的な観点での自治体支援策に関する調査研究事業	<p>フレイル状態に陥った高齢者に対する介護予防・生活支援の充実は、自治体の喫緊の課題である。一方、民間企業・産業界では、フレイル高齢者が活用しやすいサービス等提供は、新たなマーケットと認識され始めており、フレイル対応において、自治体は民間企業と協働しやすい環境にあると考えられ、多様な主体の参画による地域包括ケアシステムの構築を進める上で、民間企業等との協働は、持続可能な地域づくりの観点からも重要である。</p> <p>そこで、フレイル高齢者が安心して日常生活を継続していくため、以下の取組を行い、民間企業との協働ノウハウや、広域的な観点での自治体支援策について整理し、報告書としてとりまとめる。報告書は自治体や関係団体に広く配布するとともに、報告会等を開催し、積極的な横展開を図る。</p> <p>○モデル自治体において企業との協働体制の実装 次の取組の実践により、フレイル高齢者を中心とした支援体制の構築を自治体と民間企業が協働して行うとともに、そのノウハウを整理する。 ・企業店舗の拠点化や就労的活動支援など、自治体と民間企業が協働して多様な主体が連携する体制の構築 ・離島における介護予防・生活支援に企業や協同組合、各産業界等との協働事例の創出</p> <p>【本事業の特記条件】 九州厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること</p>
(指導監査等)		
6	オンライン会議システム等を活用した介護保険施設等への運営指導等の在り方に関する調査研究	<p>介護保険施設等に対する運営指導について、現地に赴かなくとも確認できる事項である「最低基準等運営体制指導」、「報酬請求指導」については、オンライン会議システム等を活用する場合、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分配慮し、情報セキュリティの確保を前提として可能としているが、今後は、効果的な運営指導等を行うための方法を平準化する必要がある。他方、オンライン会議システム等を活用した運営指導を実施している自治体の実施状況等の実態把握ができておらず、実施方法も自治体によって区々となっている状況である。</p> <p>そのため、自治体職員や有識者で構成した検討委員会を設置し、オンライン会議システム等を活用した運営指導について実態把握を行うとともに、課題等の洗い出しを行い、標準化・効率化を図るための論点整理を行うことにより、既存のオンライン会議システム等を活用した運営指導等を今後どのように行うべきかについて、一定の方向性を提言する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
(その他)		
7	介護保険事業計画の作成における課題と対応状況を踏まえたPDCAサイクルの推進に資する調査研究事業	<p>市町村における介護保険事業計画の作成に当たっては、地域課題や政策課題への対応を検討するとともに、第8期計画の達成状況について分析、評価を行い、その結果を計画作成委員会等の幅広い関係者の意見を踏まえて第9期計画に反映していくことが重要となる。そのためには、第9期計画作成過程の実態を調査・分析し、今後の計画作成の在り方やPDCAサイクルの強化に向けた支援の検討材料を得る必要がある。</p> <p>本事業では、市町村における計画作成体制や介護サービス基盤整備の状況、計画における取組と目標の設定状況、第8期計画の進捗管理状況等についてアンケート調査等を行い、分析結果を報告書にまとめる。</p> <p>あわせて、「保険者シート」や地域包括ケア「見える化」システムのデータソースをロジックモデルの形で整理した分析ツールを用いて都道府県や個別市町村に研修を行い、分析ツールや活用マニュアルを改善し、介護保険事業計画の作成や評価におけるロジックモデルの活用に向けた検討材料を得る。</p>
8	介護保険事業計画策定における各種調査結果の分析に関する調査研究事業	<p>市町村は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等の事情を把握し、その分析結果を勘案して市町村介護保険事業計画を作成することとされている。そのための調査手法として「在宅介護実態調査」「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」を示しており、これらを活用して必要なサービスを検討することを推奨している。</p> <p>本事業では、自治体の協力を得て、第9期計画作成に向けて実施した調査結果のデータを収集し、結果を分析した上で、施設・在宅サービスのバランスの取れた基盤整備の検討に資する分析方法など介護保険事業計画への効果的な活用に向けた検討を行い、報告書にまとめる。</p> <p>あわせて、自治体における各種調査の実施及び結果の活用に関してアンケート調査等を実施し、課題の整理を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 市町村の第9期計画作成の参考となるよう、令和5年9月までに調査結果の分析結果(暫定版)をとりまとめること。</p>
9	介護給付費等の動向から見た保険者機能の在り方に関する調査研究	<p>今後の高齢化の一層の進展等を踏まえ、高齢者の自立支援・重度化防止、介護費用の適正化に向け、保険者機能強化推進交付金等を活用した有効な取組や、当該交付金の配分に係る評価指標の検討に資するため、保険者等による各種の取組及びその評価の在り方について、医療費等との関係性も含め、自治体が保有するデータを踏まえつつ、次のような調査・研究を行う。</p> <p>① 自治体における要介護認定者ごとの初期認定からの複数年度にわたる、介護サービスの利用回数や介護給付費、資格喪失事由(死亡、医療保険への移行、転出、更新なしなど)、医療給付費等に関するデータの連結方法や連結データの活用方策、データ連結上の課題等について検討する。</p> <p>② モデル自治体を選定の上、可能な範囲で、要介護者が一定期間において、どのような要介護度の変化、介護・医療サービスの利用実態にあるか等のデータを入手し、保険者機能強化推進交付金等の評価結果等との関連分析を行う。</p> <p>③ ①及び②の検討結果やデータの分析結果やそれらに基づく考察を含む報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 事業実施者は、令和4年度事業に継続して行うものであることから、令和4年度事業の成果を十分踏まえるとともに、事業内容・モデル自治体の選定に当たって当省と十分協議の上、事業を遂行するものとする。また、事業実施者は、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、保険者機能強化推進交付金等の評価指標及びデータ分析に知見を有していること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
10	介護予防・日常生活支援総合事業の活性化に向けた自治体支援ツール(支援パッケージ)の構築に係る調査研究	<p>2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築を図るため、各市町村において介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した多様な地域づくりを進めているが、令和4年12月20日の社会保障審議会介護保険部会の意見において「自治体が総合事業などを活用した地域づくりを行う際の参考となるよう、取組を進める趣旨や方法をわかりやすく、体系立てて示すとともに、自治体の取組事例の分析結果等について周知することも重要」とされたところ。</p> <p>本事業においては、支援パッケージ(令和4年度老人保健健康増進等事業を活用し作成)について、全国の市町村・都道府県・地方厚生(支)局の支援ニーズや活用状況等をヒアリング調査等により把握した上で、介護予防・日常生活支援総合事業等の多様なサービスを推進する観点から、その構成の再構築、内容の拡充を行い、全国の自治体に対し活用方法と併せて周知する。その際、地域づくり加速化事業とも連携し、伴走的支援を担う有識者等へもヒアリングを行う等により、その内容を検証する。</p> <p>【本事業の特記条件】 地域づくり加速化事業の受託者と連携して事業に取り組むこと。</p>
11	中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業	<p>高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築するためには、介護・予防・医療といった直接的なサービス提供基盤の維持・確保だけでなく、地域生活課題への対応が必要となる。</p> <p>特に、中山間地域等を多く抱える当地方において、様々な活動を行おうとする際に、高齢者の移動手段の確保が課題となっている。</p> <p>各市町村において高齢者の移動手段の確保に向けた検討が必要となっているが、検討を行うにあたっては道路運送法などの交通施策と介護予防・日常生活支援総合事業等の高齢者福祉の両方の知識が必要となるため、実現が困難な場合が多い。</p> <p>そのため、各県と共同で、高齢者等の移動手段確保を進めていこうとしている市町村に対してアドバイザー等による相談を行うなど、市町村への支援等を実施する。</p> <p>具体的には、市町村支援、交流会開催、アンケート調査、事業報告会等を行い、最終的に支援した事例について報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 (中国四国厚生局の管内において事業を行う計画となっていること)</p>
○地域包括支援センター		
12	地域の介護予防を推進するための包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のあり方と地域包括支援センターの事業評価に関する調査研究	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の充実・活性化に向けては、介護予防ケアマネジメントを通じて利用者にとって適切なサービスを選択する必要がある。現在、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として自立支援型地域ケア会議を行っており、こうした取組の成果を、総合事業の多様なサービスを地域で更に展開することにつなげるための方策を検討する必要がある。</p> <p>併せて、介護保険法に基づく市町村と地域包括支援センターによる質の評価を実施するため、国が平成30年度に作成した事業評価指標についても、施行後5年を経過しての活用状況や、次期制度改正の動向を踏まえた見直しを行う必要がある。</p> <p>これらを踏まえ、以下を実施する。</p> <p>① 市町村において、地域の介護予防ケアマネジメントの実施状況等を踏まえ、総合事業の多様なサービスごとの対象者モデルの選定・推計等を行い、利用者の介護予防ケアプランの作成に反映する取組を、数力所の市町村でモデル的に実施した上で、介護予防の充実のための包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の手法を検討し、マニュアルとして取りまとめる。</p> <p>② ①の内容や、地域包括支援センターの事業評価指標の活用状況や制度改正の動向を踏まえ、新たな事業評価指標案を提言する(令和5年12月頃目途)。</p> <p>③ ①、②について報告書として取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>

番号	テーマ名	事業概要
13	地域密着型サービス事業所の拠点機能を活用した地域包括支援センターの効果的な運営に関する調査研究	<p>昨年の介護保険部会で、地域包括支援センターが、地域のネットワークを活用しながら総合相談支援業務を効果的に実施するため、「居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で、市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。」との意見がまとめられたところ。</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所は地域とのつながりを有しながら24時間365日体制で事業を展開しており、こうした拠点機能を活用しながら総合相談支援業務を実施することは有益と考えられるが、実践事例はまだ少ない状況にある。</p> <p>そこで、本事業では、市町村・地域包括支援センターと地域密着型サービス事業所が連携しながら総合相談支援業務を行うことの各主体にとっての効果や具体的手法(制度・財源・連携内容の合意形成プロセス、運営推進会議の活用、医療・介護連携の取組等)を検討するため、以下を実施する。</p> <p>① 市町村・地域包括支援センター・地域密着型サービス事業者に対するヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進的に実施している地域に対する施策策決定プロセス、具体的な手法 ・ 連携が進んでいない地域に対する連携に向けた越えるべき課題 <p>② 地域密着型とセンターの連携推進に関する全国アンケート調査</p> <p>③ 連携の効果と具体的手法等を取りまとめたマニュアル(ハンドブック)の作成</p> <p>④ 作成したマニュアル(ハンドブック)普及のための報告会の開催</p> <p>⑤ ①～④について報告書として取りまとめる。</p>
14	地域包括支援センターの機能強化に向けたICTの活用に関する調査研究事業	<p>複雑化・複合化されたニーズへの対応等、地域包括支援センターに期待される役割が増している一方で、業務負担が大きな課題となっている。過去の調査研究事業では、各種記録や書類の作成、データ加工、職員間の情報共有、関係機関等への連絡等の業務効率化のためにICTが活用され、一定の成果があがっていることが明らかになっているが、ICT利活用の詳細な実態については十分把握されておらず、ICTの活用状況にはばらつきがあることが考えられる。また、地域資源の情報の集約による介護予防ケアマネジメントにおける活用、窓口での相談情報の集約による地域状況の分析への活用など、業務の質の向上の観点からもICTの活用が期待される。</p> <p>そこで、以下の観点から実態調査、有識者からの意見収集、委員会での検討を行い、ICT利活用の可能性について明らかにし、具体的な活用事例等とともに報告書としてまとめる。また、報告会等を開催し、積極的な横展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT利活用の状況はどのようになっているか ・どのような業務にICT活用による業務効率化の可能性があるか、実現にあたって想定される課題や対応策は何か ・ICTの活用による業務の質の向上の可能性にはどのようなものがあるか、実現にあたって想定される課題や対応策は何か ・地域包括支援センターや関連する民間企業等が今後検討・取り組むべき事項は何か等 <p>【実施すべき事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT利活用の現状の整理(机上調査) ・各業務における業務負担感やICT活用による効率化の可能性を把握するための調査(アンケート及びヒアリング) ・ICT利活用に実績や知見を有する有識者(民間企業及び自治体)へのヒアリング調査 <p>【本事業の特記条件】</p> <p>九州厚生局が管轄エリアにおいて調査等を行う計画となっていること。</p>
〇ケアマネジメント		
15	介護支援専門員の資質向上に資する研修等のあり方に関する調査研究事業	<p>ケアマネジャーの法定研修については、令和6年4月から新たなカリキュラムが施行予定であるため、円滑な移行に向けた講師の養成等に必要な情報提供を行う。</p> <p>また、法定外研修も含め、研修の効果的な実施によるケアマネジャーの質の向上に向け、都道府県、市町村、職能団体等が連携した研修実施体制のあり方について検討するとともに、研修の質を担保するための修了評価のあり方、研修の受講負担軽減に資するオンライン化の推進等についての検討を行う。</p> <p>これらの取組を踏まえ、全国的に意識醸成をする観点から、ケアマネジャーの質の向上について課題の共有や研修受講負担軽減の取組状況の横展開等を行う、全国会議を実施し、報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
16	適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業	<p>ケアマネジャーが行うケアマネジメントのバラツキを最小限に留める観点から、高齢者の機能と生理を踏まえた「基本ケア」と、脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等疾患に特有な検討の視点等を踏まえた「疾患別ケア」を整理し、想定される支援内容を体系化した「適切なケアマネジメント手法」を策定した。</p> <p>令和6年度からは介護支援専門員法定研修カリキュラムに、「適切なケアマネジメント手法」が盛り込まれることも踏まえ、現場での手法の活用を促進するための方策(事例集の作成等)や多職種連携、多職種協働を見据えた手法の活用の検討(セミナー等の開催)を行うとともに、疾患別に限らないさらなる手法の拡充等に向けた検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>
17	介護支援専門員の養成に関する調査研究事業	<p>昨今の介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数の傾向やケアマネジャーの従事者数の状況、また、都市部・地方の事業所の体制や、勤務の実態や傾向、働き方の意向等について、居宅介護支援事業所、都道府県、市町村等を対象とした大規模な調査により実態把握を行う。また、各地域におけるケアマネジャーの特徴等の分析を行うとともに、今後のケアマネジャーの量的・質的側面を考慮した養成のあり方について検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>
18	居宅介護支援及び介護予防支援におけるモニタリングのあり方に関する調査研究事業	<p>ケアマネジメントの質の向上及び人材確保の観点から、ICTの活用状況などを踏まえて更なる業務効率化に向けた検討を進めていくことが重要である。令和3年度及び令和4年度事業においては、ICTを活用したモニタリング実証調査を実施し、課題等の整理を行った。令和5年度事業においては、これまでの成果も踏まえ、さらなる実証調査を実施するとともに、モニタリングの際に着目すべきポイント等を整理した上で、多職種連携によるモニタリングのあり方等を検討し、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>
19	AIを活用したケアプラン作成支援に係るケアプランデータの利活用に関する調査研究事業	<p>ケアプランの作成は、ケアマネジメントの中でも負担感の高い業務であるとともに、ケアマネジャーによるバラつきも多いと言われており、AIを活用することへの期待が高い。これまでホワイトボックス型AIによるケアプラン作成支援の検討を進めてきており、ケアプランのテキストデータの構造化・体系化や、利用者の疾患(脳血管疾患、心疾患、大腿骨頸部骨折)に応じたケアマネジャーの思考フローの可視化、適切なケアマネジメント手法で点検したデータの収集、これらを踏まえた試作システムを用いた検証を進めてきた。</p> <p>令和5年度においては、テキストデータラベルの再整理等、将来的にケアプランデータをAI開発において活用するための基盤整備に必要な方策の検討を行うとともに、利用者の疾患によらないケアマネジャーの思考フローの可視化、データが少ない場合におけるAI分析の検討等AIのアルゴリズムのさらなる精度向上に取り組み、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・ホワイトボックス型のAIエンジンの開発・改良を行うことができること ・調査研究実施に際してデータを保有する法人、介護保険事業者と協力を得ることができること ・平成28年度から老健事業で行っている「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究」の項目をAIエンジン開発に活用すること ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>

番号	テーマ名	事業概要
20	ケアプラン点検に係るマニュアル及びAIを活用した支援ツールに関する調査研究事業	<p>自立支援に資するケアマネジメントの実現のため、「ケアプラン点検支援マニュアル」の見直しを行う。その際には、令和4年度事業においてとりまとめたケアプラン点検支援マニュアルの骨子案及び点検項目案等を活用して試行的にケアプラン点検を行い、その結果を分析した上で検討する。また、同じく令和4年度事業において開発したAIを活用したケアプラン点検支援ツールの効果検証を踏まえ、保険者の負担軽減に資する支援ツールの検討・開発を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIエンジンの開発・改良を行う事が出来ること ・保険者が保有するケアプラン点検結果を1,000件以上利用可能なこと ・実施に際して、保険者の協力を得ることが出来ること ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。
21	地域包括ケアシステムにおけるケアマネジメントのあり方に関する調査研究事業	<p>地域におけるケアマネジャーの役割は多様化・複雑化しており、今後さらに高齢者人口割合が増加していくことを踏まえれば、その個別ニーズに対応しつつ、自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実現していくためには、地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割を明確化した上で、包括的な方策を講じていく必要がある。このため、本事業では、下記の内容を実施する。</p> <p>①地域におけるケアマネジャーの役割を明確化するために、ケアマネジャーの業務実態、利用者のニーズ等を把握するための調査</p> <p>②地域におけるケアマネジメントの質の向上に向けた課題を把握するための調査、方策の検討</p> <p>③地域包括支援センター等の他機関との連携や地域資源の活用、意思決定支援など、地域包括ケアシステムの中核としてのケアマネジャーのあり方の検討</p> <p>また、これらの調査・検討を行うための委員会を設置し、その結果を報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>
○地域共生社会		
22	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業	<p>高齢者を含む誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケアの深化・推進に向けた課題等について、関係者が交流して意見交換ができるよう全国的なシンポジウムを開催するものである。</p>
23	中山間地域において災害時でも安心して住み続けられる地域づくり政策に関する調査研究事業	<p>四国管内における防災も含めた互助の仕組みづくりに関する市町村の課題の把握や参考となる事例を収集・分析を行い、その結果を踏まえたフォーラムを開催し、将来の方向性を含めて報告書にまとめる。調査は、有識者・地域の関係者をメンバーとし検討委員会を設置し、実施すること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生を含めたテーマでの調査研究事業の実績がある事業者 ・四国地域において地域福祉に関する調査研究事業の実績がある事業者

番号	テーマ名	事業概要
○介護サービス共通		
24	「介護現場における感染症対策の手引き」の改訂、及び医療機関との感染対策の連携の実態に関する調査研究事業	<p>介護サービスは要介護者、家族等の生活を支える上で欠かすことができないものであり、感染防止対策の徹底を前提としたサービス継続が求められる。令和3年3月に「介護現場における感染症対策の手引き」を策定後、特に新型コロナウイルス感染症に関して、最新の知見を反映させる必要があることや、今春予定の感染症類型の見直し等を踏まえ改訂する必要がある。このため本事業において、学識者や介護現場等の有識者からなる検討委員会を設置し、成果物として「介護現場における感染症対策の手引き」の改訂(案)を作成する。</p> <p>また新型コロナウイルス感染症の流行後、介護施設等が協力医療機関等と連携して、どのように感染対策及び感染者等に対する医療・介護の提供を行ってきたのか実態を明らかにするための調査研究を行い、今後の施策への提言をする。なお本調査は、令和6年度同時報酬改定の検討資料とする。</p> <p>【本事業の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本手引きのような手引きやマニュアルの策定・改訂作業の経験があること。 ・以下の2点について、指定の期日までに成果を出すこと。 <p>①「介護現場における感染症対策の手引き」の改訂(案)を8月迄に作成すること。その後も、見直しの必要性等が生じた場合には、速やかに検討体制を整え、必要な改訂等を行える体制をとれること。</p> <p>②感染対策について介護施設等と協力医療機関等との連携の実態等を調査し、調査結果の速報を9月目処で作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。
25	リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組に関する調査研究事業	<p>リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組は一体的に運用されることで、効果的な自立支援・重度化防止につながることが期待されており、医師、歯科医師、リハビリテーション職種、管理栄養士等の多職種が協働して総合的に実施されることが望ましい。</p> <p>本事業では、令和4年度の老健事業においてとりまとめられた施設系サービス及び通所系サービスにおけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の充実を図るための各サービスにおける多職種連携の先駆的取組の事例集等を参考とし、リハビリテーション・口腔・栄養の専門家や実践者等からの意見を踏まえ、多職種連携による効果や課題等について整理し、推進方策の検討を行うための基礎資料を得ること、および適切な計画書の様式案を作成することを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するに当たり、リハビリテーション・口腔・栄養に係る各関係団体・学会等の代表者を調査設計・検討会等に参画させること。 ・課題の整理等の一部については、速報として、本年9月末を目処にとりまとめを行うこと。
○在宅サービス		
(医療系サービス)		
26	生活期リハビリテーションにおける適切な評価の在り方に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定の審議報告における「今後の課題」として、生活期リハビリテーションにおけるアウトカムの評価方法、また通所リハビリテーションにおける、ストラクチャー、プロセス、アウトカム評価を組み合わせた総合的な評価方法について検討していくべきとされている。</p> <p>本テーマでは、リハビリテーションサービスのアウトカムを含めた適切な評価の在り方について、特に介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを中心とした実態調査を実施した上で、介護保険によるリハビリテーションにおける評価方法について検討に資する資料を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり生活期リハビリテーションに係る各関係団体の代表者を調査設計・検討会等に参画させること。 ・調査結果については、本年9月末までに、速報をとりまとめること。

番号	テーマ名	事業概要
27	訪問による認知症リハビリテーションの効果についての調査研究事業	<p>認知症施策推進大綱には「認知症の人に対するリハビリテーションについては、実際に生活する場面を念頭に置きつつ、各人が有する認知機能等の能力を見極め、最大限に活かしながら日常の生活を継続できるようにすることが重要」とある。</p> <p>本テーマでは、これまでの老健事業等を踏まえ、訪問リハビリにおける認知症に対するリハビリテーションの実施内容について、効果の検証を行った上で、次期介護報酬改定の検討に資する基礎資料を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり認知症リハビリテーションに係る各学会・関係団体の代表者を検討会等に参画させること。 ・令和4年度老人保健健康増進等事業「訪問による効果的な認知症リハビリテーションの実践プロトコルの開発研究」の成果を踏まえ、事業内容を検討すること。 ・調査結果については、本年9月末までに、速報をとりまとめること。
28	通所事業所等における口腔・栄養関連サービスに関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、通所系サービスとして介護職員等による口腔・栄養に係るスクリーニングが新たに評価されるようになったことを受けて、令和4年度老健事業において、口腔・栄養スクリーニング加算等の算定状況等について、調査を実施したところである。そこで、本事業では、「口腔・栄養スクリーニング加算」を新設したことによる効果を検証する。</p> <p>具体的には、以下の内容について実態調査を行い、現状の分析・課題整理を行い、報告書にまとめることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔・栄養スクリーニングを実施することによる介護職員等の意識変化 ・口腔・栄養スクリーニングに基づき提供された口腔機能向上・栄養改善サービス等の提供状況 ・口腔・栄養スクリーニングにより得られた利用者の状態の改善状況 等 <p>なお、通所事業所における歯科衛生士、管理栄養士等の配置状況等も併せて実態調査を行い、現状の分析・課題整理を行い、報告書にまとめること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告を令和5年9月末日までに行うよう事業の進捗管理とスケジュール設計すること。 ・本事業における検討会には、口腔・栄養それぞれの関係団体・学会の有識者が委員として参画すること
29	薬局薬剤師による介護事業所との連携等に関する調査研究事業	<p>在宅業務を行っている薬局数は年々増加しており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいるが、今後、地域包括ケアシステムの構築が進む中で、薬剤師・薬局がその役割を果たすためには、在宅業務へのますますの関与が求められる。また、患者の療養場所が移り変わっても継続的に薬剤管理が実施されるよう、薬局と介護事業所等との連携も求められる。</p> <p>本事業においては、薬局薬剤師による在宅業務や介護事業所との連携(とくに特別養護老人ホーム等)に関する実態調査や事例収集を行い、その在り方について検討し、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり、薬局や介護事業所に関する関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。 ・調査結果については、本年9月末を目処に、速報をとりまとめること。

番号	テーマ名	事業概要
30	訪問看護及び療養通所介護における医療と介護の一体的なサービス提供についての調査研究事業	<p>訪問看護及び療養通所介護は、医療ニーズのある利用者や中重度要介護者、看取り等へ対応するとともに、他の介護サービスと連携することで、利用者の在宅における療養生活の継続を包括的に支えており、こうした事業者の連携により提供されるサービスへのニーズは高まることが見込まれる。そのため、利用者の退院・退所時、日常の療養、急変時、看取り時等の場面で提供されている訪問看護及び療養通所介護のサービス内容の実態を把握するとともに、他の介護サービスとの連携において訪問看護及び療養通所介護が果たすべき役割について検討していくことが必要である。</p> <p>そこで本事業では、訪問看護及び療養通所介護の各場面におけるサービス提供内容、他の介護サービスとの連携における役割等を調査して実態把握を行い、今後、介護サービスにおける訪問看護及び療養通所介護における役割の発揮と、その役割を果たしていくための機能強化策を提言する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。 ・調査結果については、本年9月末までに速報をとりまとめること。
31	看護小規模多機能型居宅介護の特性を踏まえた普及を図る方策に関する事業	<p>令和3年度介護報酬改定の審議報告における「今後の課題」として、看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るための方策について、引き続き検討するとともに、これらのサービスについて、事業者の経営実態や利用者の状況も踏まえ、その機能・役割を改めて検証した上で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の限界点を高めるために必要な対応を総合的に検討していくべきとされている。</p> <p>そこで、本事業では、看多機の機能・役割を検証するため、利用者特性に合わせたサービス提供内容の変遷等を把握する実態調査を行う。</p> <p>また、地域密着型サービスである看多機及び小多機の更なる普及を図るため、ヒアリング等により事例を収集して整理し、自治体向け手引きを作成し周知する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者や有識者等からなる検討委員会(実態調査、手引き)を設置すること。 ・実態調査の結果は、本年9月末までに速報をとりまとめること。 ・手引きは、国から示される原案を用いて本年9月末までに案をとりまとめること。 ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。
(介護系サービス)		
32	福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業	<p>福祉用具貸与事業所等に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習(以下「指定講習」という。)の修了が必要としており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定している。</p> <p>平成27年以降はカリキュラムの見直しが実施されていないが、「社会保障審議会介護給付費分科会」における令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」のこれまでの議論の整理では、福祉用具の利用安全の促進、福祉用具専門相談員に必要な能力の向上等の観点から、見直しについて指摘がされている。</p> <p>このような経緯等を踏まえ、各科目における目的、到達目標、内容等といったコア・カリキュラム(案)を作成する有識者による検討会を開催した上で、各指定講習実施者に対するアンケートを通じた指定講習の実態や課題を把握し、指定講習カリキュラムに加えるべき事項、講師の要件等について検討を行い、報告書にまとめること。</p> <p>なお、検討に際しては近年の介護保険制度の改正(感染症や災害および認知症への対応力向上に向けた取組推進等)に加え、社会環境の変化(福祉用具製品の種類の増加、WEB会議システムの充実等)なども踏まえたものとする。</p>

番号	テーマ名	事業概要
33	介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業	<p>介護保険における福祉用具の選定の判断基準は福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、個々の福祉用具毎にその特性や、利用者の状態から判断して明らかに「使用が想定しにくい状態」及び「使用が想定しにくい要介護度」を提示しているものであるが、平成17年以降は見直しがされていない。</p> <p>令和4年2月より開催している介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会では、本基準について様々な意見が構成員によってされており、同年9月にまとめられた議論の整理にて、給付対象として追加された福祉用具への対応、軽度とされている者の利用も踏まえた検討、多職種連携の促進等の観点から、見直しの必要性についてまとめられたところである。</p> <p>このような経緯を踏まえ、有識者による検討会を開催した上で、前回策定時と同様に実際の利用事例を検証・精査し、現在の給付における特徴や課題を整理した上で、選定基準の見直し案を策定し、報告書にまとめること。</p> <p>なお、検討会の議論の整理では、「策定当時は販売されていなかった種類の福祉用具製品の基準」、「判断基準内容の細分化」といった見直しの内容についても言及されていることから、これらについても踏まえること。</p> <p>また、作成した選定基準の見直し案については厚生労働省老健局が開催する検討会でも検討を行うことを予定していることから、必要な資料等を作成すること。</p>
34	自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業	<p>介護給付適正化主要5事業の一つである、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査は、訪問による調査や専門職による確認などを行っているが、一部の自治体では実施されておらず、取組の内容についても差が生じているところ。</p> <p>令和4年9月にまとめられた介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理では、適正な運用の観点から充実・強化を求められている。</p> <p>このため、令和4年度に行った調査研究事業により把握した各自治体の実施状況についても踏まえつつ、有識者による検討会を開催した上で、具体的に自治体の確認の体制、取り組むべき点(確認すべき点、重点的に取り組むべきケース等)、更に期待される効果などを整理した手引き等を作成し、当該手引きの活用方法についてもまとめた上で、報告書にまとめること。</p> <p>なお、検討会の議論の整理では、地域ケア会議の積極的な活用についても必要とされていることから、事例検討を通じた課題の共有・気づきの促しにつながるよう、地域ケア会議における点検のポイント等についても検討を進めること。</p> <p>加えて、介護給付適正化主要5事業について、社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見(令和4年12月)では、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実等が重要とされている点についても留意すること。</p>
35	在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業	<p>介護予防福祉用具貸与計画の作成にあたっては、目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容に加え、福祉用具貸与計画では明示されていない「サービスの提供を行う期間」等を記録したものの作成しなければならないとし、この期間が終了するまでに、必要に応じてモニタリングを行い、達成状況の把握等を行うよう務めることとしている。</p> <p>一方、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理では、利用者の状態を踏まえた支援等において、以下のとおりまとめられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用期間の予測は使用の開始時点では難しく、予測可能性等の検討が必要。 ・ 改善が期待できるのは要支援または要介護度が軽度の者。 ・ 主治医、リハ専門職等も含めたチームによる支援のプロセス、仕組みの推進。 <p>このため、有識者の検討会を開催し以下の2点の調査・検証を通じ、在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方を検討し、報告書にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に介護予防福祉用具貸与の開始時の支援の実態を明らかにし、貸与期間設定がなぜ必要か、その重要性や根拠の分析、適切な期間とモニタリングがされていることによって、貸与される福祉用具の過不足、利用者が不適切な使用をしていないか等の検証。 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者(要支援1～2以外の者を含む)のうち、福祉用具(介護保険上の給付対象外の種類を含む)利用者に対し、ケアマネジャー(地域包括支援センター)やリハ職等の多職種連携による支援の好事例(例:福祉用具の必要性のアセスメント、用具の正しい情報の伝達等)の調査、これらの取組のモデル的試行 <p>【本事業の特記条件】 モデル的試行の実施にあたっては、地域リハビリテーション体制等が整った自治体への協力を得て実施すること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
36	訪問介護事業におけるサービス提供の実態等に関する調査研究事業	<p>○ 地域包括システムを推進する上で、訪問介護は在宅要介護者の生活を支える重要なサービスであるが、現状、他サービスと比較して事業規模が小さいことから、事業所の収入が少なく、訪問介護員の人材不足、高齢化が深刻な問題となっている。</p> <p>○ このような現状を踏まえ、訪問介護のサービス提供の実態等について、改めてデータを収集し、検証する必要がある。</p> <p>○ また、とりわけ中山間地域等におけるサービス提供体制の確保について、令和4年度地方分権提案における提案自治体からの要望等も踏まえて、検討していく必要がある。</p> <p>○ これらを踏まえ、訪問介護におけるサービス提供の在り方等を検討するため、サービス提供の実態等について調査等(主に次に掲げる事項)を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <p>① サービス区分ごとの提供内容、訪問介護員等の業務内容 ② 要介護度、提供時間等に応じたサービス内容の違い、医療的なケアが必要な利用者への対応 ③ 中山間地域等における訪問介護事業所等の整備状況、好事例の収集(自治体調査)</p> <p>【本事業の特記条件】 調査結果は令和5年9月までに速報値をとりまとめて公表する可能性がある。</p>
37	地域密着型サービス事業所における運営推進会議等に関する調査研究事業	<p>○ 地域密着型サービス事業所における運営推進会議等を活用した外部評価の実施について、外部機関で受審する際と比較して事業所の手間や負担が軽減するという意見もある一方で、専門性の確保や効果的な評価がなされていないとする声もあることから、運営推進会議等を活用した外部評価を効果的に実施するための方策の検討や既に実施できている事業所の取り組みを促進するため、主に次の点について調査等を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所における運営推進会議等の実施状況、運営推進会議等を活用した外部評価の実施上の課題と解決策の検討、優良事例の収集(事業所調査、ヒアリング調査) 市町村における運営推進会議等への関与、課題等の把握(自治体調査) <p>【本事業の特記条件】 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>
38	集合住宅における小規模多機能型居宅介護のサービス提供状況に関する調査研究事業	<p>○ 小規模多機能型居宅介護の更なる普及にも資するよう、集合住宅におけるサービス提供状況に関して調査等(主に次に掲げる事項)を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の職員体制、定員、登録者数、地域との関わり等 サービス提供状況(訪問、通い、泊まりの提供回数、内容、ケアマネジメントの状況等) 自治体の整備方針や指導、監査の状況(自治体調査) 利用者の満足度、医療ニーズの有無や利用開始に至った経緯など(利用者調査)
39	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及等に関する調査研究事業	<p>○ 中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の更なる普及を図るための方策について、引き続き検討するため、主に次の点について調査等を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画作成責任者の業務内容(計画作成のプロセスやケアマネとの調整状況等) 夜間帯におけるサービス提供状況(勤務体制、随時対応の発生状況等) 地域との連携に関する取組の状況 ICTの導入状況、効果 <p>等</p>
40	通所系サービスにおける新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査	<p>通所系サービス事業所(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション)における新型コロナウイルス感染症への対応状況について、主に以下のことについてアンケート調査を実施し、調査結果について分析を行い、報告書にまとめる。</p> <p><事業所、利用者・家族、ケアマネ事業所調査></p> <p>サービスの提供状況(休業、人数制限、臨時的な取扱い等)、事業所経営への影響、介護報酬上の特例措置の適用状況・課題、サービス選択の変化、休業等によるサービスの調整、利用者・家族への影響等について、通所系サービス事業所、その利用者・家族、ケアマネ事業所を対象に調査を実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】 本調査の実施及び結果の集計について令和5年9月末までに完了し、その結果の概要について一定のとりまとめを厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
41	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の運営の実態に関する調査研究事業	<p>通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護について、これまで多種多様なサービスが行われてきているが、近年の事業所数や利用者数の傾向も踏まえて、デイサービス事業を取り巻く実態について、サービスごとの事業内容の類型や提供されるサービスによる利用者への効果、ニーズ等について調査を実施し、デイサービスを取り巻く運営の実態について把握を行う。また、調査検討委員会を組織し、サービスの果たす役割や機能を踏まえながら、今後の事業のあり方に向けた検討を行うとともにその内容について調査結果と併せて報告書としてまとめる。</p> <p><事業所調査> サービスの提供内容、サービス利用によるADL等の変化、利用者のニーズへの対応等 <利用者・家族調査> サービスへのニーズ、サービスを利用による心身の状況の変化等 <ケアマネ調査> 利用者・家族のサービスへのニーズ、サービスを選択した理由等 <自治体調査> 自治体におけるデイサービス事業の廃止等の状況や理由、サービスの位置づけ等 <事業者ヒアリング調査> サービスの運営状況や今後の運営方針等</p>
42	通所系サービスにおける入浴介助に関する調査研究事業	<p>通所系サービス事業所(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション)を対象に、入浴介助に関して以下のアンケート・ヒアリング調査等を実施し、調査結果について分析を行い報告書にまとめる。また、質の高い入浴介助を行うために通所系サービス事業者が、組織内・事業所内で取り組んでいくべきことを具体的に示したマニュアルを作成する。</p> <p><事業所調査> 入浴介助の実施体制、入浴設備の整備状況、研修の実施状況、入浴介助加算算定に係る課題等 <ヒアリング調査> 令和4年度老人保健健康増進等事業「通所系サービスにおける自立支援に向けた入浴介助の実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」のモデル研修会の受講者を対象に、事業所組織内における研修内容の実践状況や事業所組織におけるフォローアップの体制状況についてヒアリングにより把握するとともに、すでに入浴介助に関する組織的なフォローアップに先進的に取り組んでいる事業者を対象にヒアリングを実施する。</p> <p><マニュアル作成> 質の高い入浴介助の実施に向けて、人材育成の方法をはじめ、利用者へのアセスメントから、入浴介助計画の作成・評価、利用者ごとの介助マニュアルの作成・活用することによるPDCAサイクルを確立するための方法等の具体的な手順を示した実践マニュアルを作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 本調査の実施及び結果の集計について令和5年9月末までに完了し、その結果について一定のとりまとめを厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>
43	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護における社会参加活動の実施状況に関する調査研究事業	<p>通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護において、事業所においてサービスとして提供される社会参加活動の実施状況を把握するために、次に掲げる事項について調査を実施し、調査結果について分析を行い、報告書にまとめる。</p> <p><事業所調査> 社会参加活動の取組内容・類型、活動の連携先、活動の場、利用者への効果・影響、職員の配置状況等 <利用者・家族票> サービスを通じた社会参加による心身の状況の変化、地域等との関わりの変化等 <ケアマネ事業所調査> 事業所調査により把握した社会参加の取組について、当該事業所のサービスを利用することとなったサービス利用の調整や他サービスの併用状況や社会参加活動に関する利用者のニーズについてヒアリングを実施。</p> <p>【本事業の特記条件】 本調査の実施及び結果の集計について令和5年9月末までに完了し、その結果について一定のとりまとめを厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○施設サービス		
(介護施設共通)		
44	介護保険施設等における事故報告に関する調査研究事業	<p>介護保険施設のリスクマネジメントについては、令和3年度介護報酬改定では安全対策に係る体制評価を行い、標準様式について周知を行った。令和4年度には、改定検証調査研究事業において、報告様式の活用状況や報告されている事故情報の内容等の実態把握を行った。本事業においては、有識者による検討委員会を立ち上げ、改定検証調査研究事業にて明らかとなった標準様式の課題等について検討するとともに、国による事故情報の一元的な収集・分析・活用の仕組みを視野に入れた標準様式の改定案の作成及び報告のあり方(報告対象範囲、期限、報告方法)等について提言をまとめる。また、諸外国における介護現場のリスクマネジメントについてレビュー等を行うとともに、複数自治体に対して、自治体へ報告された事故報告の詳細な分析やインタビュー調査等を行いつつ、国による事故情報の一元的な収集・分析・活用の仕組みの構築に向けた検討・課題の整理を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 有識者による検討委員会を設け、提言をとりまとめた経験があり、以下の2点について、指定の期日までに成果を出すこと。 ・介護保険施設等における事故情報の国による一元的な収集・分析・活用の仕組みの構築に関する課題の整理を令和5年9月目処でとりまとめること。 ・標準様式の改定案及び報告のあり方等の提言を令和5年9月目処でとりまとめること。 また、その後も、見直しの必要性等が生じた場合には、速やかに検討体制を整え、必要な改訂等を行える体制をとれること。 なお、介護現場におけるリスクマネジメントに関する調査研究事業に係る経験があることが望ましい。</p>
45	介護老人保健施設における医療ニーズへの対応力向上にかかる調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定の主な見直しの一つとして、介護老人保健施設における医療ニーズへの対応の強化が図られたところである。 次期改定においては、医療・介護同時改定であることも踏まえ、更なる対応の強化について検討を行う必要がある。 本事業では、介護老人保健施設において、医療ニーズの比較的高い利用者の療養を行うにあたっての報酬上の課題について、調査を実施した上で、報酬改定の議論に資する基礎資料を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・本事業を遂行するにあたり、介護老人保健施設、医療機関に関する関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。 ・調査結果については、本年9月末までに、速報をとりまとめること。</p>
46	介護老人保健施設における人生の最終段階における医療・ケアの提供実態にかかる調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定では、介護老人保健施設における看取りへの対応の充実として、ターミナルケア加算の算定要件において「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取り組みを行うことが求められるとともに、加算の算定期間が延長されたところである。 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告の今後の課題において、看取りへの対応の充実について、更なる推進方策を検討していくべきとされており、次期改定においても、ターミナルケア加算の見直しを含め、方策を検討する必要がある。 本事業では、介護老人保健施設における看取りの実態について調査を実施した上で、報酬改定の議論に資する基礎資料を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・本事業を遂行するにあたり、介護老人保健施設、医療機関に関する関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。 ・調査結果については、本年9月末までに、速報をとりまとめること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
47	介護保険施設における歯科専門職による口腔管理に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、介護保険施設については、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年間の経過措置(令和6年3月まで)を設け、基本サービスとして行う見直しを行った。また、当該見直しによる影響を把握するため、令和4年老健事業及び令和4年度改定検証調査研究事業において、以下の調査を実施したところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔の管理に関する計画立案の状況及び実施内容 ・口腔衛生管理加算への対応状況 ・協力歯科医療機関等との連携状況 等 <p>そこで、本事業では、介護保険施設における口腔衛生の管理体制強化のため、歯科専門職と介護職員の関わりの変化による入所者の口腔状態の変化等について実態調査を行い、現状の分析・課題整理を行い、報告書にまとめることを目的とする。また、口腔衛生管理体制についての計画における「施設職員に対する研修会」等での使用を想定した教材等を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業における検討会には、施設管理者及び口腔に関する有識者が委員として参画すること。 ・中間報告を令和5年9月末日までに行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設計を行うこと。
48	医療提供施設である介護保険施設における医薬品の安全管理に関するマニュアル作成事業	<p>医療提供施設である介護保険施設(介護老人保健施設・介護医療院)において、誤薬・与薬漏れ事故や偽造薬流通の防止等、医薬品の安全管理を実施することは重要であり、各施設での取組を推進していく必要がある。</p> <p>そこで、これら施設における医薬品の安全管理のための業務手順書の例など、医薬品安全管理のためのマニュアルを作成する。なお、作成に当たっては、これら施設における医薬品の納品から保管、管理、使用、情報の提供・共有など各プロセスにおける現状を把握するとともに、病院等とは異なる人員体制等を踏まえ、現場の実情に即した活用しやすい内容とすること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の安全管理や、介護老人保健施設・介護医療院の医薬品管理に知見を有する者で検討される体制とすること。 ・調査にあたり、厚生労働省及び関係団体と連携をとること。
(特別養護老人ホーム)		
49	特別養護老人ホームの配置医師と協力医療機関の連携体制や役割分担に関する調査研究事業	<p>特別養護老人ホームにおける配置医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行っているが、その業務内容について具体の定めはないところ、R4年度老健事業においてその多様な実態が明らかになった。本事業においては、有識者による検討会を立ち上げ、R4老健事業のデータを参考にしつつ配置医師や協力医療機関等へのヒアリング、レセプト請求状況を含む入所者に対する診療内容の詳細調査等をもとに、急変対応を含めた入所者の医療ニーズに適切に対応するための配置医師(施設看護職員を含む。)及び協力医療機関の連携体制や役割分担のあり方を検討する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者による検討委員会を設け、以下の3点について、指定の期日までに成果を出すこと。 ・R4老健事業のデータの再考察等を行うこと(8月目途) ・配置医師や協力医療機関等へのヒアリングを行うこと(8月目途) ・レセプト請求状況を含む入所者に対する診療内容の詳細調査等を行うこと(8月目途) ・入所者急変時等の対応に関する配置医師と外部医療機関等との円滑な連携や役割分担の好事例について収集し、想定されるあり方を整理すること(8月目途)。 <p>医療関連資格を有するなど、医療現場と円滑なコミュニケーションをとれる者を含む体制をとること。なお、特別養護老人ホームの医療ニーズに関する調査研究事業の経験があることが望ましい。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○高齢者向け住まい対策		
50	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業	<p>高齢者向け住まい(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅)の数は増加しており、施設形態や提供サービスも多様化している。</p> <p>このため、高齢者向け住まいの施設概要、入居者属性、職員体制、サービスの利用状況等について実態を調査し、基礎的な情報を整理する。</p> <p>【調査項目(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要:定員、居室面積、設備、併設介護サービス事業所 ・入居者属性:要介護度、認知症の程度、医療ニーズ、所得 ・職員体制:職員数、夜間の体制、資格の所有状況、 ・施設体制:BCP策定状況、虐待防止体制、事故防止体制 ・サービスの利用状況:加算の算定状況、利用している介護保険サービス及び介護保険外サービス、看取りの状況、特別訪問看護指示書の利用状況 等 <p>さらに、上記の実態を踏まえ、サービスの利用状況等に関して、課題の把握・分析を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>本調査研究は、令和6年度介護報酬改定等検討の際の基礎資料として活用することとしており、令和5年秋頃を目処に中間的な取りまとめ及び報告を行うこと。具体的な時期は厚生労働省と調整すること。</p>
51	高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究	<p>高齢者向け住まい(サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム)に居住している方の自立支援や重度化防止の観点から、入居者の状態に応じた適切なサービスを提供することが重要である。</p> <p>地方公共団体において、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を進めており、点検実態を踏まえた、事例の収集・整理、点検・指導を行う上での課題の整理等を行う。</p> <p>併せて、高齢者向け住まい等の入居者に対し適切なケアプラン作成がなされるよう、高齢者向け住まいの入居者のケアマネジメントを行う上でのポイント等の整理、高齢者向け住まいの入居者を担当するケアマネジャーに対して効果的な横展開の手法等の検討を行う。</p>
52	有料老人ホームの指導監督のあり方に関する調査研究事業	<p>有料老人ホームに対する指導監督の実態を把握するとともに、他の自治体の参考となるような取組事例を収集し、指導監督権者が有料老人ホームに対して効果的に指導を行う上で参考となるよう事例を整理するとともに、指導にあたる上での現状の課題の洗い出しを行い、整理する。</p> <p>有料老人ホームについて、個別の事例等を基に、都道府県等が指導するにあたっての課題等を整理した上で、その対応方法について検討を行う。なお、検討に際しては、都道府県等との意見交換を行い、対応事例の検討、適切な課題の整理等を行う。</p> <p>有料老人ホーム事業形態の多様化、利用者像が変化していること等から、自治体が適切な指導を行うためにも、有料老人ホームの類型・表示事項等のあり方について検討を行う。</p>
53	地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業	<p>将来増加が見込まれる独居の高齢者・困窮者等の住まいの確保のため、住まいの課題解決に向けたサポート体制の構築が必要。</p> <p>サポート体制の構築のため、住まいに課題を抱える者に対する住まい支援について、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備するとともに、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点を取り入れた仕組みを導入する等のモデル的な事業を実施する。</p> <p>実施市町村に、自治体の介護保険部局や住宅部局、居住支援関係団体等で構成する住まい支援センター(仮称)を設置し、以下①～③を行う。これにより、各支援制度や地域資源の狭間等に陥らずに、住まいの確保に向けた総合的な相談対応や一貫した支援を行う機能を発揮できることとなる。</p> <p>①住まいの相談支援、各種支援制度の活用 ②アセスメント、プランの策定、フォローアップ ③(地域とのつながりに係るインフォーマルサービスや居住先を含めた)社会資源の開拓</p> <p>対象の自治体は事業者において10～12団体程度選定する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度「地域共生づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業」(一般社団法人北海道総合研究調査会)と継続的な調査研究とすること。 ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。

番号	テーマ名	事業概要
○介護予防・日常生活支援		
54	英国等諸外国における支援を必要とする住民と地域の多様な主体との調整を行う職種との国際比較を通じた生活支援コーディネーターの活動基盤強化に関する調査研究	<p>海外各国におけるパブリックヘルス・福祉・生活支援を視野に、支援を必要とする住民と地域の多様な主体との調整を行う職種(リンクワーカーやリエイブルメントサービスの際の調整役等)の活動や成果および課題に関して調査研究することにより、我が国における、生活支援コーディネーター(SC)を拠り所にした地域の多様な主体を活用した生活支援・介護予防の充実、持続可能な地域づくりにとって有益となる施策を導く。具体的には下記3種のアプローチによる調査研究を実施する。</p> <p>①生活課題を持つ住民と地域資源のマッチングを行う職種に関する国際比較研究 パブリックヘルス、福祉、生活支援を視野に、生活課題を持つ住民に対して地域資源のコーディネーターなどを行う各国の活動の現状について調査を行い、成果・課題等を把握する。</p> <p>②英国等の社会的処方におけるリンクワーカー(LW)に関する調査研究 LWの活動について、「ゲートキーパーとの連携」、「地域資源へのコーディネーター等に関する手法」「他のLWや地域づくりを行っている人々、関係行政との連携」などについて聞き取り調査を実施するとともに、取り組み事例の収集を行い、類似事例に関するSCとLWの活動に関する比較調査を実施し、我が国のケア制度に有用な示唆を導き出す。</p> <p>③生活支援コーディネーター(SC)に対する意識調査 SCに対するアンケート調査や意見交換会などのイベントを開催。その中で英国のLW事例をはじめとする各国の取り組みを示し、それに対するSCの評価や日本における展開可能性を集約するとともに、個別事例に対する対応の中から具体的な実践方法を検討する。併せて、地域全体の全世代的な生活支援に関する課題とその解決方途について調査を実施する。</p>
55	第9期介護保険事業計画期間における介護予防・日常生活支援総合事業の充実・活性化に向けた方策に関する調査研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業は、既存の介護サービス事業者に加えて、住民主体の取組を含む、多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにすることで、市町村が地域の実情に応じたサービス提供を行うことができるようになっている事業であるが、同事業が現在の形に改められた平成26年介護保険法改正から一定期間が経過しているにも関わらず、事業目的を達成できていない市町村が数多くあるとの指摘もなされている。このため、以下を行うことにより、第9期介護保険事業計画期間に向けて同事業の充実・活性化策を検討する。</p> <p>①各市町村において、より効果的・効率的に事業実施状況の評価やそれを踏まえた事業内容等の見直しを行うことができるよう、現在地域支援事業実施要綱により示している市町村向け評価指標の見直しを行う。</p> <p>②継続利用要介護者への同事業によるサービス提供に関して、これを認めている市町村、当該市町村での利用者・サービス提供者に対し、同事業によるサービス提供を認めた理由、サービス提供の効果、提供にあたっての課題等に係るヒアリングを行うことにより、その実態の詳細を把握し、現在これを認めていない市町村での今後の実現可能性や、現時点でのサービス提供の効果検証・整理を行う。</p> <p>③この他、同事業の充実・活性化のために必要と想定される調査等を行う。</p> <p>④①～③による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。</p>
56	生活支援体制整備事業を活用した地域の多様な主体が行う生活支援サービスの活用促進方策に係る調査研究	<p>【事業概要】 生活支援コーディネーターが市町村や協議体との連携のもと、営利企業・協同組合・社会福祉協議会・NPO法人等の地域の多様な主体と連携することにより、地域の高齢者の課題解決を図るための一連のプロセスを体系化・構築するため、以下を実施する。</p> <p>①過去の老人保健健康増進等事業等の成果等の分析や、生活支援コーディネーター・協議体・市町村・多様な主体等へのヒアリング調査を行い、活動プロセスを体系化し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・生活支援コーディネーター・協議体・多様な主体それぞれが生活支援体制整備事業の目的や効果を理解しながら、事業の進捗管理や効果測定を行うためのマニュアルを作成する。 ・民間企業等が行う多様なサービスを地域の高齢者が適切に選択できるよう、情報発信の方策について、生活支援コーディネーター・協議体・市町村それぞれの役割を含めて検討し取りまとめる。 <p>②全国の生活支援コーディネーターや市町村職員を対象に、多様な主体が多様なサービスを地域で展開する手法を検討するための場を設ける(オンラインの活用も想定)。</p> <p>③①・②による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。</p> <p>【本事業の特記条件】 認知症施策・地域介護推進課と協議し、関連する令和5年度老人保健健康増進等事業との連携を図ること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
57	生活支援コーディネーターを中心とした、地域づくり・生活支援に資するさまざまな「つながり」の構築及び強化に関する調査研究事業	<p>【事業概要】 生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、地域に不足するサービスの創出・サービスの担い手の養成等の「資源開発」、関係者間の情報共有等の「ネットワーク構築」、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動等の「マッチング」を行う者として、各市町村に配置されているが、その活動にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のみを支援対象とする団体・施策のみと連携し、全住民を対象とした地域づくり等に関する団体・施策等幅広い視点での連携を行うことができていない。 ・ 他の市町村・圏域の生活支援コーディネーターとの連携ができておらず、担当市町村・圏域における活動方法・連携先をイメージすることが難しい、問題が生じた際に孤独を感じやすい。 <p>といった問題があると指摘されている。</p> <p>このため、生活支援コーディネーターを中心とした、地域づくり・生活支援に資するさまざまな「つながり」の構築及び強化を図ることを目的とし、以下を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特に地域資源が少ない中山間地域・離島等を主眼とし、他の地域づくりに関する施策（例：地域おこし協力隊、まちづくり協議会等）と生活支援コーディネーターが連携することで、より効果的・効率的に生活支援・介護予防サービスの体制整備を行うことができている事例の収集・分析及び周知を行う。 ② 生活支援コーディネーターが連携することが想定される地域づくりに関する施策の一覧を作成する。 ③ 他の市町村・圏域の生活支援コーディネーターと連携することにより、自身の担当圏域で、より効果的・効率的に生活支援・介護予防サービスの体制整備を行うことができていく事例の収集・分析及び周知を行う。 ④ 他の市町村・圏域の生活支援コーディネーターとのつながりを作る場を設ける（イベントの開催等）。 ⑤ ①～④による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。 <p>【本事業の特記条件】 認知症施策・地域介護推進課と協議し、関連する令和5年度老人保健健康増進等事業との連携を図ること。</p>
58	生活支援コーディネーターのコーディネート力向上に関する調査研究事業	<p>【事業概要】 生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート業務を実施することとされているが、現状では各地域における支援ニーズの把握や関係者間の情報共有を行うことにとどまっており、生活支援・介護予防に関する課題を満たすために、課題の性質に応じて地域資源の創出・発掘や整理を行い、解決のためのサービス等が継続的に提供されるための体制整備まで行うことができていないという課題がある。</p> <p>このため、生活支援コーディネーターが地域の実情に応じてコーディネート力を発揮できるよう、以下を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域における生活支援・介護予防に関する課題のうち「食支援」を題材に、生活支援コーディネーターが中心となって、食支援活動に関する地域資源の創出・発掘や整理、関係者の役割分担等を行ったことで、同活動が継続的に実施できている事例の収集・分析を行う。 ② 生活支援・介護予防に関する課題一般において、生活支援コーディネーターが地域の実情に応じてコーディネート力を発揮するために必要な事項等を整理する。 ③ ①～②による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。 <p>【本事業の特記条件】 認知症施策・地域介護推進課と協議し、関連する令和5年度老人保健健康増進等事業との連携を図ること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
59	地域リハビリテーション体制推進のための研修事業	<p>地域リハビリテーションは、「地域リハビリテーション推進のための指針」に基づき、都道府県の体制整備を進めているところである。また、その具体的な活動のひとつとして、市町村が実施する地域リハビリテーション活動支援事業がある。</p> <p>地域リハビリテーション体制の構築には、都道府県と市町村が連携をとる必要があり、さらに、都道府県医師会や郡市区等医師会等の関係団体および医療機関または介護保険施設等との協力体制を構築することが、地域リハビリテーションの推進に重要である。</p> <p>令和4年12月にとりまとめられた介護保険部会の意見書において、「介護保険事業（支援）計画での対応も含めて、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進が必要」とされており、自治体における取組をさらに推進する必要がある。</p> <p>そのため、本事業では、市町村及び都道府県の行政担当者や関係機関に対し、好事例を用いた研修など、介護保険事業（支援）計画の策定に資する研修会を実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度以前に、老人保健健康増進等事業等で作成した、地域におけるリハビリテーションに関するマニュアルや手引き等を踏まえた研修内容とすること。 ・事業の実施にあたっては、厚生労働省及びリハビリテーションの関係団体の意見を聞いた上で研修内容を検討すること。 ・研修の実施方法や実施回数については、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、厚生労働省と相談して決定すること。
60	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査研究事業	<p>新型コロナウイルス感染症影響下において、通いの場の自粛が、一定程度みられるとともに、外出機会の減少や、うつ傾向の者の割合が増加している等の状況がみられている。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、感染拡大防止を図りつつ、介護予防の取組を推進していくためには、引き続き、実態把握と分析および適切な情報提供が求められる。</p> <p>そこで、本事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による通いの場をはじめとする介護予防の取組の縮小状況やそれによる高齢者の健康状態への影響、感染拡大防止に配慮した新たな取組の展開等について、市町村に対する調査（年に2回程度）を実施し、実態把握を行うとともに、適切な情報提供をするための媒体を作成する。</p>
61	医療機関等と連携した通いの場をはじめとする介護予防の取組の推進に関する調査研究事業	<p>現在、通いの場をはじめとする介護予防の取組を普及推進している。さらに介護予防の取組を普及推進するため、多くの高齢者が定期的に受診している医療機関の医師をはじめとする医療関係職種に対して介護予防の取組を周知するための方策や課題の整理が必要である。</p> <p>また、外出機会の少ない高齢者も多くは医療機関を受診していることから、地域の医療機関等と連携して、フレイル等のリスクがある高齢者を早期に発見し、介護予防の取組につなげる仕組みの構築が求められる。</p> <p>そこで、本事業では、介護予防の取組に関する有識者による検討会を開催した上で、自治体や医療機関等の実態調査を行い、現状の分析・課題整理を行う。また、その結果も踏まえ、医療機関等においてモデル研修を実施し、その効果検証を行う。</p> <p>また、令和4年度の調査研究事業において、実施したモデル事業の結果を踏まえ、課題への対応方策や他の市町村においても実施するための検討を実施し、報告書にとりまとめる。</p>
62	少子高齢化が進む地域におけるICTを活用した介護予防に関するフィージビリティ調査研究事業	<p>少子高齢化が進む中山間地域において、モバイル、ヘルスケア機器などICTを活用した介護予防の実践手法およびその効果について調査研究を行う。事業実施においては、介護予防に高い知見を持つ大学など専門機関等と連携して、住民を対象に、介護予防に関する介入を行い、その効果を調査するとともに、継続的に実施可能な事業としてのフィージビリティについて研究を行う。対象とする高齢者については、研究対象に組み込めなかった、または脱落した例についても検討を行い、市町村単位で地域として扱う分析を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
63	PDCAサイクルに沿った介護予防の取組を推進するためのデータ活用方策に関する調査研究事業	<p>一般介護予防事業等の地域支援事業を実施するに当たっては、介護関連データを活用し、PDCA サイクルに沿って効果的・効率的に行うことを市町村の努力義務とする法改正が行われ、令和3年度から施行されているが、市町村が地域包括ケア「見える化」システムやKDB等のデータを活用するための環境が十分に整っていない。また、基本チェックリスト情報や要介護認定情報等のデータも集積されているが、そのデータを活用するためにさらなる環境整備が必要である。</p> <p>そこで、本事業では、令和4年度の調査研究事業の結果を踏まえ、KDB等におけるデータの状況に即した具体的な支援ツールの実現方法の検討を行うため、有識者による検討会を開催した上で検討を行うとともに、令和4年度の成果を周知した上で、同意の得られた複数の市町村においてモデル的に支援ツールの検証を実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】 実施団体は、市町村等との連携により、地域包括ケア「見える化」システムやKDB等の実際の介護関連データを扱えるものであること。</p>
64	地域支援事業における地域の社会資源の活用と庁内連携に関する調査研究事業	<p>地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の実施においては、地域の多様な社会資源を活用した取組が必要不可欠である。そして、市区町村における地域の社会資源の掘り起こしや有効活用には、自治体の福祉部局のみだけでなく、関係する庁内部局との連携体制の構築も重要となる。しかしながら、地域の社会資源を活用する取組における自治体内の関係部局間の連携は課題として指摘されているところである。</p> <p>このため、当調査研究では、他の地方支分部局とも連携して、地域包括ケアシステムにおける地域の多様な社会資源の把握及び積極的な活用、そして、その資源を有効に活用するための庁内部局間の望ましい連携に関して調査すること等を通じて、高齢者の介護予防や生きがいづくりの多様な機会の創出に向けた調査研究をし、報告書にまとめる。</p> <p>【想定される主な事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の設置 2 関東信越厚生局管内自治体へのアンケートやヒアリング調査の実施 3 関東信越厚生局管内事業者等へのアンケートやヒアリング調査の実施 4 好事例の取組を実施する自治体等の調査 5 報告書・パンフレットの作成及び報告会の実施 <p>【本事業の特記条件】 関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>
65	通いの場におけるフレイル予防の促進へ向けた効果的な手法に関する調査研究	<p>【テーマの問題意識】 高齢者の介護予防の促進と健康づくりの観点から、通いの場を利用したフレイルに関する取組は、大変重要な課題である。保健事業と介護予防の一体的実施においても通いの場におけるフレイル予防の取組を推奨しているところである。しかし、通いの場におけるフレイル予防の取組については、効果的な手法や評価について焦点化されていない現状がある。今後、取組の質の向上を図るためには、通いの場等におけるフレイル予防に効果的な手法や評価方法について提示する必要がある。</p> <p>【実施すべき事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体のヒアリング及びKDB分析等により、フレイル予防についての実態調査を行う。 ・東海北陸管内の一体的実施の取組を行った自治体を対象に、アンケート調査を実施する。 ・有識者にて、結果について分析し、フレイル予防に効果的な手法の開発を行う。 <p>上記事項等において報告書にとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 東海北陸厚生局と連携して事業を進めること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
66	地方自治体における複合的フレイル予防の取り組みにかかる調査研究事業	<p>① テーマの問題意識 地域包括ケアの推進において自治体のフレイル予防にかかる取り組みは重要な要素であるが、身体的フレイル、社会的フレイル、心理的・認知的フレイルと予防すべき状態は多岐に渡る。これらのフレイルに対し運動支援、栄養支援、認知機能維持支援等多面的にアプローチしその効果を検証することは、自治体のフレイル予防事業のあり方を考える上で有用である。</p> <p>② 実施すべき事業内容 上記①のフレイルにかかる様々な啓発・予防活動を行い、その評価を主観的データ(アンケート調査)と客観的データ(体成分測定、各種筋力測定、バランス測定、口腔機能測定、認知機能測定等)の両面から行う。これらの活動による住民の自主的な取り組みの継続性についても調査し、高齢者自身の持続的な行動変容につながる効果的な取り組みを明らかにする。また、これまでのデータをもとにそれぞれのフレイルの相関関係を明らかにする。</p> <p>③ 成果物の体裁 ・ 本事業の成果にかかる報告会を管内自治体向けに開く ・ 本事業の成果物を報告書にまとめる</p>
○医療・介護連携		
67	かかりつけ医と多職種連携に関する調査研究事業	<p>【概要】 2040年に向け、要医療・重介護の高齢者が増大していく中で、これまで以上に医療・介護の一体的提供が必要になる。地域医療構想と地域包括ケアシステムの実現に向け、医療と介護の一体的展開や地域における医療・介護の水平的連携、これらを実現するための地域医療構想のアップデートと医療介護連携推進事業などの有機的連携が大きな政策課題となる中で、そのハブ機能を担う「かかりつけ医機能」を、医療機関がケアマネジャーや介護事業者等と連携しながら地域で実装していくための課題について、コロナ禍での実践を通じて得られた知見や示唆も含め、地域で構築された先進的取り組みを調査・分析・整理する。</p> <p>【具体的内容】 ①各地域における先進事例について、当事者からの報告(ヒアリング)・訪問調査等を通じて実態把握・分析を行う ②かかりつけ医(機能)や地域包括ケアシステムに造詣の深い有識者や専門家による検討会を設置し、①を材料に、課題や他地域への展開の可能性等について議論 ③議論の結果をセミナー等の形式で公表するとともに報告書にまとめ、今後に向けた政策提言を行う。</p> <p>【成果物】 分析結果に基づく政策提言を盛り込んだ報告書を取りまとめるとともに、セミナー等の形式で一般にも公表する。</p> <p>【本事業の特記条件】 「かかりつけ医機能」及び「地域包括ケアシステム」について、全世代型社会保障構築会議での議論や全社法案などの内容・経緯を踏まえた検討を行うこと。</p>
68	医療・介護連携の推進に向けた情報提供のあり方にかかる調査研究事業	<p>今後、高齢化が一層進展し、医療と介護双方のニーズを有する高齢者が増加する中で、それぞれの高齢者が“とどき入院、ほぼ在宅・施設”のどの場面においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療においてはより「生活」に配慮した質の高い医療を、介護においてはより「医療」の視点を含めたケアマネジメントが求められている。</p> <p>このような医療・ケアの実現に向け、医療・介護の関係者、関係機関間の情報提供や共有、相互の理解といった連携を更に推進する必要がある。</p> <p>そのため、本事業では、将来的な全国医療情報プラットフォームの整備等も見据え、医療機関・介護事業所間で情報提供を行う際に用いる様式について、それぞれの情報提供項目・様式について、関係団体や専門家等の意見を踏まえ、必要な項目等の検討を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・本事業を遂行するにあたり、医療機関、高齢者施設等に関する各関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。 ・必要な項目についての整理等の一部については、速報として、本年9月末までにとりまとめを行うこと。 ・令和5年度に実施予定である、医療介護連携の推進にかかる他の老健事業(入・退院時情報連携標準仕様の階層化に向けた調査研究)の受託者と、事業の実施状況等について、適宜連携を図ること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
69	「在宅医療・介護連携推進事業」におけるコーディネート業務と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」での業務連携に関する調査研究事業	<p>在宅医療・介護連携推進事業については、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りめざす姿の実現がなされるよう、令和2年度に省令改正等を行った。在宅医療・介護連携推進事業においては当該事業を推進するための専任のコーディネーターを相談窓口配置する自治体が増えてきており、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行っている。</p> <p>一方、医療計画において、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に求められる事項として、在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護が十分確保できるよう関係機関に働きかけることとされており、両者の担う役割が類似している。</p> <p>そこで、本事業では、以下を実施することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政・在宅医療・介護の三分野の関係者等による検討委員会を開催 ・在宅医療・介護連携推進事業におけるコーディネーターの業務内容と在宅医療に必要な連携を担う拠点での実施内容の相違点の実態調査 ・「在宅医療・介護連携推進事業」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」との連携を進める取組を実施・推進している自治体の好事例を収集し、他の自治体の参考となるよう事例集作成 <p>【本事業の特記条件】 検討にあたり、行政・在宅医療・介護の三分野の関係者等による検討委員会を設置すること。 調査結果については、本年9月末までに速報をとりまとめること。</p>
70	北海道の地域住民に関する医療・介護情報の共有システム構築に係る調査研究事業	<p>医療・介護分野における地域の多機関・多職種が連携する上で、患者・利用者の情報を可及的迅速かつ効率的・効果的に共有する手段としてICTツールの活用が有用である。どのようなICTツールであっても、活用するためには、体制・仕組み・ルール等を関係者間で検討することが重要となる。</p> <p>本調査研究は、ICT活用による医療・介護関係者間の情報共有システムの構築及び当該システムの継続的な運用を目指す地域の支援を目的としている。このため、道内市町村に対して、地域の特性に応じた必要な側面支援等を通じ、新たに情報共有システムの導入を検討する地域及び既に導入しているが運用改善が必要な地域に対して、普遍性のあるプロセスモデルや、地域の継続的な取組を支えるための人材育成・確保策、外部人材の活用支援策等を検討し、提言するとともに令和4年度事業においてプロトタイプとして作成した「医療・介護情報共有の仕組みづくりに向けた手引き(案)」の改良を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。 ・令和3年度・4年度事業の調査研究成果を踏まえた計画となっていること。</p>
71	介護予防に資するアウトリーチの手法にかかる医療専門職と介護関係者の連携のあり方に関する調査研究事業	<p>要介護状態に陥る要因は早期から現れるが、フレイルやプレフレイルの状態の対象者に適切に介入するためには、アウトリーチによる支援が肝要である。とりわけ高齢者の急増が見込まれる首都圏を抱える関東信越厚生局管内においては、ターゲットとする層をどのように設定し、どのような働きかけを医療専門職と介護関係者が連携して実施するのかが、益々重要となる。</p> <p>健康体操などを実施する通いの場に参加している高齢者は健康意識が比較的高いため、通える限りにおいてはフレイルのリスクは高くないが、今まで通えていたが来なくなった、あるいは、自発的に通いの場に参加しようとならない高齢者の中には、フレイルの状態が進行している者が一定数いることが想定される。このような層に焦点をあて、どのような働きかけをしていくかが今後重要となるが、その効果的な手法については未だ確立していないのが現状である。</p> <p>このため、当調査研究では、自治体の持つ高齢者の情報をもとに、そうした高齢者の状況をどのように把握し、医療専門職と介護関係者が情報を共有して、アウトリーチを行うことが介護予防に効果的であるか、その手法を調査研究し、アウトリーチに関する地域の医療と介護の連携の体制構築に参考となる情報を報告書にまとめる。</p> <p>【想定される主な事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の設置 2 関東信越厚生局管内自治体へのアンケート等調査の実施 3 好事例の取組を実施する自治体等の調査 4 報告書・パンフレットの作成及び報告会の実施 <p>【本事業の特記条件】 関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
72	中山間地域等における在宅医療・介護連携に関する調査研究事業	<p>在宅医療・介護連携について、それに関わる関係者すべてがその重要性については認識しているものの、具体的にどのようなことを行えば、うまく連携できるのかをイメージしにくいというため、悩みながら取り組んでいる状況にある。</p> <p>例えば、退院後、在宅生活における生活習慣が維持できず、再度入院してくるケースをどう防ぎ、再発予防につなげるかという課題がある。</p> <p>また、特養などの施設において、入所者は病院に運ばれ最期を迎えることが多い。それは、特養などの施設が普段から医療機関の医師とのつながりが少ないなどの理由によるが、施設における看取りを行える体制をどうつくっていくかという課題もある。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の高齢者施設等における発症時において、その感染予防に向け医療機関との連携が十分でなかったことなどにより、クラスターの拡大につながった事例もあった。そのような高齢者施設等において感染症対策のための医療機関との連携体制をどうつくっていくかという課題もある。</p> <p>上記のような課題について行政、医療、介護関係者等が連携して取り組む必要があるが、特に地域資源は限られている中国地方において、関係者が課題を克服していったプロセス等を把握し、その解決過程をまとめる。</p> <p>具体的には、アンケート調査、ヒアリング調査、事業報告会等を実施し、成果物として事例集及び報告書に取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 (中国四国厚生局の管内において事業を行う計画となっていること)</p>
73	中山間地域等での情報通信機器等を活用した歯科をとりまく在宅医療介護連携に関する調査研究事業	<p>市町村及び中山間地域の医療機関や介護事業(介護予防含む)に対して歯科専門職との連携に関する調査を実施し、連携等に対する課題を把握するとともに、歯科専門職と連携した情報通信機器を活用した口腔の観察・指導(ケア)等を実施するための方策を検討し、報告書としてとりまとめる。調査は、有識者・実務者等による検討委員会を設置し、実施すること。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・本事業における検討会には、歯科口腔保健等の口腔に関するICTを活用した観察・指導等に関する有識者が委員として参加すること。四国厚生支局の管内において事業を行う計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○認知症施策		
(普及啓発・本人発信支援)		
74	認知症地域版希望大使の普及促進と活動強化に関する調査研究事業	<p>○ 「認知症施策推進大綱」においては、「認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものである」とされ、地域において認知症の本人からの発信支援を行う「地域版希望大使」については、令和7年までに「全都道府県で設置する」とされている。これを受け、現在、令和4年12月現在、14都府県で任命されている状況にある。</p> <p>○ 地域版希望大使を設置できていない都道府県では、どのような取組を行ってよいか模索している場合が多い。また、希望大使の活動の更なる活性化・質の向上を図るためには、希望大使同士のネットワーク化により、実際の活動に資する情報の共有や取組のブラッシュアップを図っていくことが必要である。</p> <p>○ そのため、本事業では、地域版希望大使の取組を全国に普及するとともに、活動の更なる活性化・質の向上を図ることを目的に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任命された地域版希望大使のネットワーク構築と管理運営方法の確立 ・ 地域版希望大使を設置できていない都道府県への広報、普及活動 ・ ネットワークによる地域版希望大使同士の交流促進、連携した対外的活動の実施 ・ ネットワークによる都道府県・市町村施策への働きかけに関する検討、実施 ・ 政府の認知症本人大使や地域版希望大使による国内外への情報発信や交流活動などを行う。 <p>【本事業の特記条件】 関連する令和4年度老健事業の検討成果を踏まえること。</p>
(医療・ケア・介護サービス・介護者への支援)		
75	認知症の医療提供体制に関する調査研究	<p>○ 認知症疾患医療センターの整備については、「認知症施策推進大綱」において、全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上が目標とされているほか、「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」では、これに加え、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1カ所程度整備すること、とされてきている。令和4年10月現在の設置カ所数は、全国に499カ所となり、概ね一律的な整備は進んできている。今般、地域ごとの実情に応じた認知症医療拠点整備の考え方を検討しつつ、PDCAサイクルに基づき運営されるための評価を進めていく必要がある。</p> <p>一方、認知症疾患に関連する今般の医学の進展に伴い、今後の医療提供体制の検討が必要と考えられる。</p> <p>○ そのため、本事業では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源や連携する介護・福祉資源の地理的、量的等による差異に基づくアクセシビリティの違いを踏まえた、認知症疾患医療センター等の認知症医療提供の今後のあり方の検討 ・ 医学の進展に伴う医療提供体制のあり方の継続的な検討に必要な各種事項の課題抽出と整理 ・ 現行の疾患医療センターの診断機能、相談機能、政策協力機能についての検証と今後のあり方の検討、各種高度医療施設との連携のあり方の検討 <p>などを行い、今後の整備方針・目標や、必要な措置について検討し、検討結果について報告書としてまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 認知症疾患医療センターのあり方については、令和4年度老健事業を踏まえること。および他の政策研究事業等とも連携して実施すること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
76	認知症の人や家族のための入退院等の際した精神・心理的支援の調査研究	<p>○ 精神科病院における治療が入院ベースから外来ベースに徐々に移行し、患者の地域移行が進展する中で、認知症施策推進大綱においては、認知症の人に対して早期発見・早期対応が行えるように地域の連携を強化するほか、「精神科病院等が介護事業所等と連携し、あるいは地域のネットワークに加わり、介護職員や家族、一般診療科の医師等からの相談に専門的な助言を行ったり、通院や往診等により適切な診断・治療を行ったりすることが必要である」とされている。</p> <p>○ 認知症の人の入退院等の際には、療養および地域での生活が穏やかに続けられるよう、リロケーションダメージを最小限に抑えることが重要である。</p> <p>○ 本事業では、認知症の人・家族への継続的な精神・心理面の支援および周囲の支援者との緊密な連携の重要性を、特にCOVID19感染症拡大下で面会等の制限が及ぼした影響の実態や制限時の精神・心理的支援および代替策などについて、専門的見地から検討し、今後、やむない遠隔地への入退院や災害発生時などにも、連携する医療機関や介護施設などが活用できるよう、認知症の人や家族への精神・心理的支援について手引き等としてまとめ、周知すること。</p> <p>その他テーマ設定に関するコメントやデータ等</p> <p>【本事業の特記条件】 令和4年度「認知症診療・介護地域連携における精神科病院のアウトリーチ的な役割の向上に向けた調査研究事業」の結果を踏まえて実施すること。</p>
77	認知症の評価尺度のあり方に関する調査研究	<p>○ 介護保険制度に関連する認知症の評価については、要介護認定における認知症高齢者の日常生活自立度のほか、科学的介護情報システム(LIFE)においてDBD13及びVitality Indexを記載することとなっているが、介護現場においては、認知症の進行等に伴う認知機能そのものや生活機能障害の評価等はなされておらず、主に、認知症に伴う介護負担度の観点からしか評価が行われていない。</p> <p>○ 介護の現場からは、介護負担度の観点からの評価だけではなく、認知機能や生活機能障害の評価を行い、これらの残存能力の維持・向上を目指すべきという指摘がある。</p> <p>○ このことを踏まえ、令和4年度においては、認知機能・生活機能障害を総合的かつ簡便に評価する認知症の評価尺度案を検討・作成し、その有用性を客観的に確認するため、老介護老人保健施設、介護老人福祉施設、認知症グループホームを対象に検証を実施した。</p> <p>○ 令和5年度においては、認知機能、生活機能障害を総合的に評価する認知症の評価尺度を作成することを目的として、前年度に引き続き、有識者からなる検討委員会を設置し、以下の検討を行い、報告書を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価尺度案の有用性の検証(令和4年において検証を実施しなかった施設等を対象) ・検証の結果を踏まえた、評価尺度案の検討 ・作成した評価尺度の今後の介護現場での運用の在り方に関する検討、課題、今後の展開方針等に関する提案 <p>【本事業の特記条件】 ・令和4年度老健事業の結果を踏まえ、検討を行うこと。 ・令和5年9月までに一定の方向性について厚生労働省に概況を報告できる計画になっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
78	BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究	<p>○ 令和3年度介護給付費分科会審議報告や認知症施策推進大綱において、BPSDの予防・軽減を目的としたケアプログラムの開発や、BPSDへの対応や評価の方策を検討すべきとされている。</p> <p>[令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(抜粋)] (認知症への対応力向上等に向けた取組の推進)</p> <p>介護サービス事業者における認知症への対応力向上を一層進めるため、CHASEによるデータ収集(DBD13等に加え、任意として提供されるNPI-NH等を含む)・フィードバックの取組も活用しながら、行動・心理症状への対応や、中核症状を含めた評価の方策を検討していくべきである。</p> <p>○ 令和3～4年度においては、介護現場で活用できるBPSDの評価指標についての検討、BPSDを未然に防止するケアのあり方、BPSD軽減・再発を防止するケアのあり方について検討を行い、その結果を踏まえ、施設等において、BPSDの未然防止、軽減、再発を防止する効果について検証を行い、QOL(生活の質)への影響の分析、ケアの手順・手続きの検証や、指標のあり方について更なる検討を行った。</p> <p>○ 令和5年度は、引き続き上記の検討を進めるとともに、施設のみならず在宅等においてのBPSD対応の在り方や、BPSDに対応したケアを実践するための有効なチェックリスト又はアセスメントツールの検討、LIFEへの導入の在り方等について基礎データの検討等を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。 ・令和4年度老健事業「BPSDの軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」の検討成果を踏まえ、検討を行うこと。 ・令和5年9月までに一定の方向性について厚生労働省に概況を報告できる計画になっていること。
79	認知症の人や家族の心理的・社会的サポートに関する調査研究事業	<p>○ 認知症と診断された直後は、具体的なサービス利用よりも、本人及び家族の心理的・社会的負担が問題となるが、制度によるサポートは十分とは言えないため、認知症の受容に向けた支援、生活支援、就労や育児等に対する支援などを検討する必要がある。</p> <p>特に若年性認知症の人については、診断からサービス利用までの期間が長い傾向があり、その間の心理的サポートが不可欠と言われている。</p> <p>○ そこで、本事業では、認知症と診断された人及びその家族に対する診断直後の心理的・社会的サポートのあり方について調査、検討したうえで、既存の社会資源やインフォーマルサービスを効果的に活用する方法を検討し、診断時に関わる専門職や関係機関で活用可能な手引きを作成し配布する。</p>
80	難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業	<p>○ 難聴は、生活障害となるのみならず、高齢期の認知症発症の危険因子の一つと報告されており、難聴高齢者の早期発見や適切な介入に向けた仕組みの構築が求められる。</p> <p>○ 本事業では、難聴の専門家の参画を得ながら、通いの場など高齢者が集まる場や外出機会が少ない高齢者が受診する医療機関等において難聴のリスクがある高齢者を抽出し、適切な介入につなげるモデル事業を複数の市町村で実施した上で、有識者等により組織する委員会において課題分析等を行い、報告書としてとりまとめる。なお、関連する機器の適切な利活用方法にあたり、関係者に求められる役割等についても分析すること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>関連する令和2年度老健事業の検討成果を踏まえること。</p>
81	認知症患者の口腔管理体制に関する調査研究事業	<p>近年、自身の歯を多く保有し、インプラントが埋入されている等、高齢者の口腔内は複雑化しており継続的な管理が必要である。また、認知症が重度化するにつれ口腔清掃等の自立度が低下するだけでなく、介護職員による口腔清掃、歯科専門職による口腔管理も著しく困難になる。</p> <p>そこで、本事業では、認知症の診断後、自立度が著しく低下し、口腔管理が困難になる前に介入するための体制を検討するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症、口腔の有識者等による検討委員会を開催 ・実態調査、ヒアリングにより課題抽出・分析し、対応方策等を報告書にまとめる ・認知症の診断後、自立度が著しく低下し、口腔管理が困難になる前に介入するための早期支援体制を整備している好事例を収集し、事例集作成する。 <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の検討会には、行政、認知症、口腔の有識者等が委員として参画すること。

番号	テーマ名	事業概要
(研究開発・産業促進・国際展開)		
82	認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究	<p>○ 2019(平成元)年6月に認知症施策推進大綱が取りまとめられ、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく、とされたが、この前提として用いられた我が国の認知症有病率調査は2012(平成24)年のものであり、当時、認知症の人の数は約462万人、軽度認知障害(MCI:Mild Cognitive Impairment)の人の数は約400万人と推計され、2020(令和2)年には認知症の人の数は600万人を超え、2025(令和7)年には認知症の人の数は700万人を超えるものと推計された。</p> <p>○ 認知症およびMCIの実態調査は2012年のものであり、生活習慣病(糖尿病)の有病率により将来推計も変わりうると推計されていたところ、当時から10年を経過した現在、当時行われなかったMCIの将来推計も含め、再び実態調査を行い、数値のアップデートを行う必要がある。</p> <p>○ このため、現在、認知症に関する地域コホートにおいて追跡調査等を行っている研究機関により、いくつかの地域における認知症および軽度認知障害の者に関して、年齢、性別等の実態調査(悉皆調査を含む)を行ってきたが、令和5年度においては、新たな調査地域も加え、より精密な調査・検証を行うこととする。さらに、最新の生活習慣病(糖尿病)等の有病率等の数値も踏まえ、認知症および軽度認知障害の者に関する有病率および推定人数の算出と将来推計値を求め、報告書を取りまとめるものとする。</p> <p>【本事業の特記条件】 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>
83	認知症の有病率への関連因子の影響についての調査研究	<p>○ 近年、認知症の有病率について、各種要因によって変化する可能性があることが各国から報告されている。感染症等による脳機能への影響や、感染拡大に伴う行動制限などが認知機能障害の出現や進行へ影響しているのではないかと報告も、海外を中心に散見されてきている。</p> <p>○ 現在、認知症および軽度認知障害の有病率に関する老健事業が実施されているが、当該事業との整合性をはかりつつ、我が国における、認知症の有病率へ影響する諸因子について現況を検討する必要がある。</p> <p>○このことを踏まえ、本事業においては、以下について検討することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の認知症の有病率調査及び諸疾患等の関連因子の影響に関する調査の文献レビュー ・ 有病率の国際比較に必要な課題抽出と現況の整理 ・ 日本の有病率の変化についての検討に必要な課題抽出と整理 <p>【本事業の特記条件】 有病率に関する老健事業の検討結果等との連携・整合性をはかること。</p>
84	認知症施策の国際比較、情報発信に関する調査研究	<p>○ 認知症施策推進大綱においては、5つの柱のひとつに「研究開発・産業促進・国際展開」を掲げ、「研究開発の成果及び実践される認知症ケアの進捗等に応じて、『アジア健康構想』の枠組みも活用し、介護サービス等の国際展開を推進する。」とされているところ。</p> <p>○ 国際社会において先駆けて超高齢化している我が国の認知症施策への期待・関心は大きく、より一層の認知症施策の推進が求められており、国際社会における情報発信や交流について推進していく必要がある。とりわけ「共生」に係る施策である普及啓発・本人発信支援や認知症バリアフリーの推進、社会参加支援、官民連携等は十分に国際社会に周知できていないのが現状であり、各国の認知症施策の現状等を把握したうえで、今後の国際展開について検討していく必要がある。</p> <p>○ 本事業では、我が国の認知症施策の国際社会への情報発信の推進に向け、以下についてとりまとめを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の認知症施策の概観の整理・特徴の比較 (現地調査等に基づく各国の認知症施策の最新情報や取組みの詳細の調査) ・ 施策に関する法規定や運用の比較 ・ 我が国の施策の在り方の検討

番号	テーマ名	事業概要
85	環境変化が認知症の人に与える影響に関する調査研究	<p>○ 認知症の人が穏やかに暮らし続けるためには、年間を通じた気候の変化や、1日の中での環境変化が認知機能に与える影響を調査・研究し、家族や支援者がより良い環境とケアを提供できるよう、生活や活動の場面で様々な配慮や工夫をすることが望ましい。</p> <p>○ そこで、本事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人のライフサイクルに着目し、長期的(年間)な環境変化と短期的(1日)な環境変化のうち、どのような環境要因が認知機能等に影響を与えうるかを検討する。 ・ 影響を与える可能性が高いと思われる環境要因を選定し、高齢者を対象として、バイタルサインの測定、身体的・精神的症状等の変化、既存の評価指標を用いた認知機能への影響、などについて評価・観察を行う。 ・ 調査により明らかとなった環境要因の変化に対する生活や活動の場面での配慮や工夫すべきポイントを検討し報告書としてまとめる。
(その他)		
86	認知症施策のあり方に関する調査研究事業	<p>○ 「認知症施策推進大綱」は2025年までを対象期間としており、中間年である令和4年には、大綱のKPI/目標の進捗状況の確認が行われた。</p> <p>その結果も踏まえ、進捗状況が低調であった項目については自治体等への支援策を検討するほか、今後の認知症施策の全体的な方向性や、各種の既存施策・事業の方向性、実施すべき新たな取り組みなどを総合的に検討する必要がある。</p> <p>○ そのため本事業では、有識者等からなる検討委員会を設置し、疾患修飾薬などの医療提供体制や研究開発に関するものを除き、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大綱の対象期間終了を見据え、現行施策の進捗状況や課題を先行研究等から整理し、KPI/目標の考え方について検討する。 ・ 都道府県及び市町村が、認知症施策を他の事業・政策分野とも連動して行えるよう、効果的・効率的な実施方策や留意点を検討する。 ・ 必要に応じ、定量的調査や定性的調査を実施する。 ・ 国民の認知症に対する関心や捉え方について検討し、地域共生社会の実現に向け、認知症に関する本人発信、普及啓発及び官民連携等に関する施策のあり方を、関連する行政分野との連携を含めて検討する。 <p>○ その上で、地域共生社会の実現に向け、認知症に関する正しい知識の普及啓発の促進や、認知症バリアフリーの推進に資する施策のあり方を検討し、関連する行政分野との連携のあり方を含め、今後の認知症施策のあり方について、政策提言としてとりまとめることを検討する。</p> <p>○ 検討を進めるに当たり、認知症の方本人及び家族の視点を重視しながら進めることとする。</p> <p>【本事業の特記条件】 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>
○介護人材確保対策		
(人材確保)		
87	介護員養成研修のあり方に関する調査研究事業	<p>第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要をみると、令和5(2023)年度末までに約22万人(合計で約233万人)、令和7(2025)年度末までに約32万人(合計で約243万人)、すなわち、令和元年度以降、年間5.3万人程度の介護人材の伸びが必要となっている。</p> <p>さらに、令和3年度の介護分野の有効求人倍率(3.64倍)は、全職業(1.03倍)と比較して高く、特に、訪問介護職においては更に高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。</p> <p>こうした現状を踏まえ、訪問介護職の入り口である介護員養成研修の実施状況の把握を行うとともに、通信の方法による研修時間の上限の見直しなど、介護員養成研修の受講を促進するための方策を検討し、報告書を作成する。</p>
88	介護職員数の将来推計ワークシートの作成に関する調査研究事業	<p>令和4年度に本調査研究で検討した介護人材の需給推計に用いるワークシートの構成について、介護保険制度改正の議論などを踏まえた更なる改善の検討や有効性の検証を行う。また、推計の精度を更に高めるため、必要なデータの在り方を整理するとともに、推計結果の施策への反映について既存の運用モデルの活用状況を検証、課題を整理し、人材確保対策の有効なPDCAサイクルのモデルケースについて検証・整理を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
89	介護のしごと魅力発信等事業の評価分析に関する調査研究事業	<p>本調査研究においては、令和4年度において研究した介護のしごと魅力発信等事業の研究結果を踏まえ、令和5年度実施予定の「介護のしごと魅力発信等事業」や都道府県における同様の事業の効果測定を行うとともに、評価手法の有効性や事業戦略の見直しの必要性を検証する。</p> <p>また、上記の効果測定を行うに当たっては、介護のしごと魅力発信等事業がターゲットとする集団別にどのような取組により、どのように意識が変容し、その結果、どのような行動変容があったのかについての調査を実施することが必要であることから、具体的な効果測定手法を専門的知見を踏まえ設計・実施する。</p> <p>また、効果の認められる取組について、その内容についての分析を行い、各都道府県等が参考とできるモデル的取組の事例集を作成する。</p>
90	外国人介護人材の就労実態に関する調査研究事業	<p>技能実習及び特定技能等により受入れた外国人介護人材の生活・就労実態や受入れ施設等における支援状況の実態等を把握する。これらの調査結果を踏まえ、受入れを進めていくうえでの課題や推進方策について、報告書にとりまとめる。</p> <p>また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」での両制度の見直し等の検討を見据え、今後、介護分野での見直し等に必要と思われる基礎資料を得ることも目的としている。</p> <p><実施手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習及び特定技能等による就労実態把握のための調査の実施(アンケート調査、ヒアリング調査等) <p>※調査対象は、技能実習及び特定技能外国人等受入施設及び技能実習生・特定技能外国人本人等、必要に応じ監理団体・登録支援機関等を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者等で構成される検討委員会の設置 <p><成果物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習及び特定技能等の就労実態調査のまとめ(報告書)
91	外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業	<p>在留資格「介護」や在留資格「特定活動(EPA介護福祉士)」(以下、外国人介護福祉士等とする。)などの介護の国家資格を取得して国内外の介護現場等において就業・活躍している外国人介護福祉士等は既に多数存在しているが、これまで外国人介護福祉士等に着目した実態把握は殆ど実施されておらず、詳細な実態が定かでないところ。</p> <p>今後、技能実習や特定技能の外国人介護人材で介護福祉士国家資格を取得する者の増加が見込まれる中、将来的に我が国の介護人材需要の一翼を担う外国人介護福祉士等について、言語や生活文化をはじめ日本人とは異なる背景や課題を十分に分析することなく中長期的な人材確保策を検討することは困難と考える。</p> <p>このため、本事業において、外国人介護福祉士等を対象とした実態調査を行う。想定する調査体制等は以下のとおり。</p> <p><調査体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者を中心とした検討委員会の設置 <p><調査対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人介護福祉士等 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次調査:調査協力の可否について確認(郵送調査) ・2次調査:1次調査において協力の得られた者への詳細調査(郵送またはWEB調査) <p><成果物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書
92	地域の外国人高齢者に対する外国人介護人材の役割に関する調査研究事業	<p>外国人介護人材の中には、施設・事業所内で管理職になる者、外国人介護人材の後輩の育成者となる者、永住権等へ切替後にケアマネジャーや介護通訳等となる者等、活躍の幅を広げていく者が存在している。</p> <p>また、外国人集住地域など外国人高齢化問題が顕著になりつつある地域においては、外国人住民のニーズ把握、介護保険制度の周知、地域資源の発掘等に関わり地域づくりにも一役買っているケース、就労先の介護サービス施設・事業所において外国人高齢者の受入れや、自治体と協力し、多言語に対応した資料を作成する等のさまざまな動きも見られる。</p> <p>こうした地域での取組実態を踏まえ、本事業では、外国人介護人材が施設・事業所内での役割を超え、地域の包括的な支援・サービス提供体制に果たす事例について、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、報告書にまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
93	外国人介護人材の帰国後等活動状況のフォローアップに関する調査研究事業	<p>現在、外国人介護人材については、EPA介護福祉士等の国家資格取得者はもとより技能実習2号修了者などが、一定の養成や就業を終え、国内外で活躍しており、こうした母国への帰国後の活動状況等についてフォローアップ調査を実施し、現在実施されている教育指導内容の点検を行うことで、外国人介護人材の介護現場への定着の安定化・長期化や、帰国した外国人介護人材が今後のキャリアにおいて再び日本での就業を志すための方策など検討を行うことが必要となる。このため、こうした一定の外国人介護人材の現状について国内外での幅広い活躍状況の実態把握を行う。</p> <p>具体的には、外国人本人やそれらに携わる団体等へのヒアリング調査を行いつつ、有識者等で構成される検討委員会において議論を行い、それらの活躍状況等についてガイドブック等にまとめる。</p>
94	海外における外国人介護人材獲得に関する調査研究事業	<p>アフターコロナ等における世界情勢の一部として、これまで外国人介護人材の供給源でもあったアジア地域各国の海外人材送出先としての日本に対する考え方は変化してきている。</p> <p>現状での欧州を含む海外各国の施策状況、介護人材の海外育成に関するビジョン等について、文献調査をはじめとした情報収集・分析等を行い、技能実習・特定技能等における外国人介護人材の受入れスキームの検証も兼ね、改めて諸外国の方針を踏まえた上での中・長期的な受入基本方針策定等の検討のための材料を得るため、本事業では、海外各国の現状等について、文献や可能であればヒアリング等による情報収集を行い、その政策や支援内容等に関する現状や課題について明らかにし、調査結果を報告書にまとめる。</p> <p><実施手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献調査 ・ヒアリング調査 ・有識者等により構成される検討委員会の設置 <p><成果物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書
95	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	<p>介護老人福祉施設等の介護保険施設において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士(生活相談員等)は、施設利用者への支援の他、地域住民に対する多様な相談援助や、顔の見える関係の構築、地域内での多機関連携の調整役等としての役割を担っていることが令和4年度老健事業において示唆されている。一方、社会福祉士による活動実態の詳細な把握や、専門性の発揮状況、地域包括ケアの推進に向けて社会福祉士がもたらす効果等に関しては、必ずしも明らかになっていない。そのため、本調査研究では、介護福祉施設等へのアンケート・ヒアリング調査、先駆的事例の収集を通じて、介護老人福祉施設等における社会福祉士の活動実態と有効性を明らかにする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業の成果を踏まえたものであること。
96	介護福祉士養成施設学生の途中退学の防止等に関する調査研究事業	<p>近年、介護福祉士養成施設(以下、養成施設)入学者数は減少し、令和4年度養成施設の定員充足率は54.1%となっている。なおかつ、入学したものの途中退学や留年する者(以下、途中退学等)が一定の割合で存在し、とくに外国人留学生の入学者数は近年急激に増加している中で、途中退学者が少なく国家試験合格率の高い養成施設がある一方で、途中退学等の外国人留学生が多く国家試験合格率の低い養成施設がある。</p> <p>養成施設入学者が減少している中で、介護福祉士を目指すために入学した学生の途中退学等を防止することは、介護人材の質・量の確保において大変重要。</p> <p>については、養成施設学生の途中退学等の実態を把握するとともに、途中退学等の防止・抑制に向けた、学生への支援体制および教育のあり方を検討することを本事業の目的とする。</p>
97	北海道内地方部の自治体における福祉・介護人材確保のための調査研究事業	<p>過疎・高齢化が進行している北海道内の地方部の自治体においては、慢性的な福祉・介護人材不足により、福祉サービスの安定的かつ持続的な提供が危ぶまれている。特に、若年層の福祉・介護人材の確保をめぐる社会問題ともいえるべき深刻な状況にあり、その背景には、都市部に集中している福祉・介護系の養成校が実習を地方部で行う機会がきわめて少ないことが挙げられる。</p> <p>このため、日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロック等を通して、道内における全ての福祉・介護専門職養成校に働き掛け、賛同する養成校とともにカリキュラム等の見直しや地方部自治体での学生実習の積極的実施に向けて検討を進めるほか、自治体関係者・養成校教員・現場実践者等を構成員とする検討委員会を組織し、地方部自治体における若年層の福祉・介護人材の確保に向けた論点整理を行った上で、必要な検討・分析を通して今後求められる施策について提案・実践を図る。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。

番号	テーマ名	事業概要
(人材育成)		
98	かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究	<p>○ 認知症施策推進大綱では、医療従事者等の認知症対応力向上研修は「医学の進歩や医療・介護提供体制の変化に対応するため適宜、必要な見直しを行う」とされており、これまでに、サポート医、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者向け、看護職員、病院勤務以外の看護師等向けの研修について順次見直しが行われてきた。カリキュラムの見直しを開始した令和元年から早いものでは最大5年が経過しており、医療機関等における認知症対応力の向上に向け、研修内容のアップデートや必要な見直しを行う必要がある。</p> <p>○ 本事業では、 ①有識者による検討会を設置し、カリキュラム及び研修教材の見直しについての検討を行い、カリキュラム改定及び新たな研修教材を作成する。 ②その成果物について、当該研修での活用が図られるよう、関係機関への周知を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・サポート医、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者、看護職員、病院勤務以外の看護師等向けの認知症対応力向上研修について、教材とも整合性に留意し、改正内容を検討すること。 ・改正内容や方向性について、適時厚生労働省へ報告すること。</p>
99	外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成の在り方に関する調査研究事業	<p>介護職種の技能実習生及び介護分野の特定技能外国人に対する介護福祉士国家資格の取得のための学習支援が求められている。</p> <p>既に先行的に実施している経済連携協定(EPA)に基づく受入れによる学習支援等のノウハウや介護福祉士養成施設等に通う留学生に対する教育方法等に加え、これまでの事業で得られた示唆も踏まえ、介護職種の技能実習生及び介護分野の特定技能外国人に対して介護福祉士国家資格取得のための効果的かつ効率的な学習支援を行うためには、都道府県圏域で指導や教育チームの養成を促すことが必要である。</p> <p>本事業では、こうした都道府県圏域での指導や教育チームを養成するための方策等を検討の上、試行的に事業の実施(伝達研修等)を行う。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、有識者や関係団体等で構成される検討委員会において議論を行い、報告書にまとめることを想定している。</p>
100	外国人介護人材キャリア育成手法の現場実践による効果性に関する調査研究事業	<p>多様性・地域性に富む介護・医療現場における外国人介護人材の受入・育成を行う手法開発に向け、令和4年度「介護現場での社会実装化を見据えた外国人介護人材キャリア育成に資する有効な手法確立のための調査研究事業」において全国6地域で試行的に導入を開始したところ。</p> <p>この取組みは法人自体への継続的な介入を行うことで、組織的な外国人介護人材の育成を促しているものであるが、令和4年度ではコロナの影響等により、実証期間が限定的であったことから、令和5年度においても実証を継続しながら、こうした実証結果を基に、将来的に外国人介護人材の受入育成を行う予定のある介護・医療現場の参考となるようなツール(法人運営における外国人介護人材育成手法の手引き(仮))を作成する。</p> <p><実施手法> ・学識経験者、医療介護事業者経営者等から成る検討検証委員会の設置 ・学校法人を含む複数の経営主体別モデルの選定、継続的介入による行動変容の実証</p> <p><成果物> ・ツール(法人運営における外国人介護人材育成手法の手引き(仮))の作成</p>
101	適切な介護教員講習会の実施に向けた環境整備に関する調査研究事業	<p>介護教員講習会の受講者である介護福祉士養成校(以下、養成校)の介護教員については、養成校を取り巻く現状(外国人留学生の増加、学生間でのソーシャルメディアの普及等)や、令和元年度からの養成カリキュラムの改正を踏まえた教授の視点や力が求められている。一方で、講習会の内容や運営を含めた講師の体制については、大きなバラツキがある状況。このため、本調査研究では、全国の講習会の実施者(講師含む)及び受講者に対してアンケート・ヒアリング調査を実施し、講習会の実施にかかる現状・課題を整理し、ガイドラインを作成する。また、講習会の実施者による意見交換会を開催し、調査結果等の情報を共有し、ネットワーク構築による講習会の均てん化を図り、もって、適切かつ効果的に実施するための講習会のあり方の検討を行い、報告書にまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
102	介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業	<p>介護現場では、多様な人材が参入する中、介護ニーズの多様化・複雑化に対応し質の高い介護を提供するためには、一定のキャリアを積んだ介護福祉士が介護職グループをマネジメントすることが重要であるが、介護人材が不足している状況において、そうしたリーダーの育成が課題となっている事業所も多い。</p> <p>本事業では、介護事業所等で働く介護福祉士にアンケート調査し、キャリアアップの意向等を把握するとともに、介護事業所等にアンケート・ヒアリング調査し、職場におけるキャリアパス制度やそれと連動した研修体系、多様なスキル(ロボット・ICTなど)を発揮する機会、研修代替要員の確保や仕事と家庭の両立支援などの各種支援制度の活用など、介護福祉士のキャリアアップに効果的な事業所の取組状況、及び介護福祉士個人の人々のキャリアアップが事業所等にもたらす効果を把握し、その結果等を踏まえ介護福祉士がキャリアアップしやすい職場環境の整備とその効果に関する取組を整理する。</p>
103	介護福祉士養成校と実習施設が連携した実習のあり方に関する調査研究	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、介護福祉士養成校(以下、養成校)においては、介護現場での実習実施ができずオンライン等を活用した学内実習等で対応している状況にある。その取り組み方法は養成校によって異なり、教育の質や学生の学びの修得状況の差につながる懸念される。介護現場での実習実施が基本であるが、引き続き介護現場で実習ができない状況も想定される。</p> <p>については、これまでの新型コロナウイルス感染症対策における学内実習の取り組みを整理し、実習施設の受入れ実態、ニーズと合わせ、介護実習の代替である学内実習においても、教育の質が担保され専門職としての学びを修得できる学内実習の方法について検討し、今後、介護実習の実施が困難な状況(災害、感染症)が発生した場合においても活用できるガイドラインを作成する。</p>
○介護ロボット・ICT・生産性向上		
(介護ロボット)		
104	介護現場のニーズをふまえたテクノロジー開発支援に関する調査研究事業	<p>厚生労働省による介護現場におけるテクノロジーの開発支援は、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業において設置されているリビングラボ(※)により、介護現場のニーズを製品に反映すべく相談対応や実証支援等を行っている。</p> <p>(※)実際の生活空間を再現し、新しい技術やサービスの開発を行うなど、介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発を支援するための拠点</p> <p>今後、一層のテクノロジーの開発・普及を図る観点で、リビングラボ・開発事業者がともに、各開発段階の商品・事業企画における共通フレーム(業界研究やビジネスコンセプト等の検討事項の共通項)を有することで、一層のニーズをふまえた支援が可能となるとともに、介護現場でのニーズをふまえた製品開発が加速するものと考えられる。</p> <p>当該事業においては、製品開発における、企画・開発・販売(マーケティング)の各段階における開発企業が検討すべき事項・内容や支援機関(リビングラボ等)による支援について、既存の介護ロボット開発企業や支援機関等からヒアリング・先行研究等を実施するとともに、有識者の参加する検討会において、開発企業が製品開発するために必要なフレームワークの設定およびこのフレームワークを活用した開発支援の方策を報告書にとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 開発支援の方策については、令和3年度老人保健健康増進等事業「介護現場におけるテクノロジーの実態調査研究事業」(実施:NTTデータ経営研究所)の報告書における開発企業が抱える課題(介護分野の特性の理解②介護現場のニーズ把握③介護現場での実証評価④製品の販売拡大)をふまえ、事業を実施すること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
105	介護ロボットの効果的な導入支援に関する調査研究事業	<p>介護ロボット等のテクノロジーについては、地域医療介護総合確保基金等を活用し、厚生労働省においてその導入費用の補助を行っている。</p> <p>一方で、こうしたテクノロジーの効果的な活用に向けては、単に機器を導入するだけでなく、現場の課題把握や課題に応じた機器の選定、機器導入後の業務の見直し等が重要であり、こうした点について介護ロボットの相談窓口（介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業）による伴走支援等により対応しているが、機器の効果的な使用方法等に関する研修等、開発企業（販売事業者）による導入前後の支援等も重要である。</p> <p>本事業では、有識者の意見をふまえながら、アンケート調査やヒアリング調査等により、開発企業（販売事業者）における各介護ロボットの購入者に対する支援・販売状況や行政機関（職業訓練機関等）が行っている機器の活用方法に関する研修（リスキング等）の状況、購入者が開発企業や行政に求める支援等を調査するとともに、今後の支援等のあり方について検討を行い、報告書にまとめる。</p> <p>（主な調査の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発重点分野（6分野13項目）の介護ロボットの各開発企業（販売事業者）における、販売・導入時の支援内容、支援に係る費用の負担状況、機器導入に係る費用の支払方法 等 ・ 介護ロボット導入事業者が必要とする導入支援の内容 等 ・ 行政機関（職業訓練機関等）が行っている機器の活用方法に関する研修（リスキング等）の状況（内容、回数等） <p>なお、各開発企業に対する調査を通じて、報告書とは別に、介護現場のテクノロジー導入の理解の助けとなるよう、個別の機器毎に、活用施設・場面や機能・サービスなどの観点で体系的に整理し、リーフレット等の形式でとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>リーフレット等のとりまとめにあたっては、令和3年度老人保健健康増進等事業「介護現場におけるテクノロジーの実態調査研究事業」（実施：NTTデータ経営研究所）における成果物（テクノロジー便覧）を参考とすること。</p>
(ICT・生産性向上)		
106	介護施設等における生産性向上に関する委員会の実態調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、テクノロジーを活用した場合の夜間の人員配置基準の緩和等にあたり、委員会の設置を要件としているが、テクノロジーの効果的な活用等の生産性向上に向けた取組を進める上で、経営者層・現場の介護職員の合意形成の場として委員会の重要性は高まっている。</p> <p>このため、有識者からなる検討会を立ち上げ、テクノロジーの活用等の生産性向上の取組に積極的な施設等における委員会の取組について、アンケート調査・ヒアリング調査等を通じて実態把握するとともに、効果的な委員会の実施にあたり必要な事項の検討、事例集やポイント集の作成といった周知方策の検討を行い、検討結果については報告書及び事例集・ポイント集としてとりまとめる。</p> <p>（実態把握・検討の内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①加算・基準等で規定されている、テクノロジー活用等に関する委員会に関する実態（主な調査項目：開催方法・参加メンバー・議題・内容・意思決定の方法・PDCAの回し方等） ②上記以外の生産性向上に関する委員会における実態（主な調査項目：①に加え、開催のきっかけ、開催の趣旨等） ③テクノロジーの活用等の生産性向上の取組に関する各取組段階や各施設等の実情を踏まえた委員会の実施方策（主な検討項目：開催方法・参加メンバー・議題・内容・意思決定の方法・PDCAの回し方・既存の他の委員会の活用方法等） <p>【本事業特記条件】</p> <p>本調査研究は、令和6年度介護報酬改定に向けた議論の材料として活用することとしており、効果的な委員会の実施に向けた提言を含む中間報告を令和5年8月頃までに厚生労働省に報告すること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
107	入・退院時情報連携標準仕様の階層化に向けた調査研究事業	<p>令和4年度に高齢者支援課長通知で発出している、入院時情報提供書等のデータ連携のための「標準仕様」については、先行調査研究事業において、医療機関と介護事業所間の情報連携を推進し、現場の負担軽減を図る目的で、構造化データであるCSVファイルでやり取りする前提で作成している。一方、医療機関同士でのデータ交換においては、スムーズなデータ交換のため、厚生労働省医政局では階層構造を持つJSON形式で記述するHL7FHIRを交換規格とし、交換する標準的なデータ項目・電子的な仕様を定めて国の標準規格にする動きが進んでおり、診療情報提供書は令和4年3月に厚労省標準規格として採択されている。将来的な全国医療情報プラットフォームの整備等を見据え、医療機関・介護事業所間で情報提供を円滑に行うために、入・退院時情報連携標準仕様の階層構造化に向けた課題整理が必要である。</p> <p>そのため、入院時情報提供書等の標準様式や標準仕様について、保険者や事業所における活用状況等の実態把握を行うとともに、標準仕様をHL7FHIRとして記述する場合の課題を整理して報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 老健課で実施する関連事業(医療・介護連携の推進に向けた情報提供のあり方にかかる調査研究事業)と連携して進めること。</p>
108	ICTの効果的な導入支援に関する調査研究事業	<p>介護ソフト等のICTについては、単に機器・ソフトウェアを導入するだけでなく、適切に業務分析した上で、介護ソフトベンダー等の支援による介護事業者のスキルアップに向けた取り組み(リスクリング)が有効であり、ICT導入支援事業において、リスクリングを含む研修等の補助を可能にしているが、実際にどのように活用されているか把握できていない。また、支援を行う主体や支援形態等について実態を把握できていない。</p> <p>そのため、本事業では、将来的なICT導入支援事業等での活用を念頭におきつつ、有識者による検討委員会を開催するとともに、</p> <p>①介護事業者のリスクリングの状況 ②介護ソフトベンダーの支援実態 ③自治体や関係機関の支援実態 等についてアンケートやヒアリング等を行い、実態把握し、好事例集の作成を行う。</p>
109	介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業	<p>介護分野の文書に係る負担軽減については、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後のさらなる負担軽減の実現へ向け、議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめの公表を行った。取りまとめで示された文書負担軽減策については、継続的なフォローアップや効果検証等の調査が必要であるため、本調査研究事業では、</p> <p>①主に以下の事項について、自治体・介護サービス事業者へのアンケート、ヒアリング等による実態把握と分析を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す標準様式例の自治体の活用状況及び自治体の独自様式の状況 ・標準様式例の使用原則化を踏まえた、自治体における条例・規則等の改正状況 ・介護分野における行政手続等に係るローカルルールの実態把握(押印・署名廃止状況、指定申請等の提出方法等) ・これまでの文書負担軽減の取組の効果(介護事業所の負担の変化に関する検証) <p>②自治体・介護サービス事業者等を委員とする検討会議の実施 ③前述の専門委員会での検討に資する資料の作成等を行い、報告書をまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 令和4年度老健事業の成果を踏まえて事業を実施すること。</p>
110	データ連携を活用する事業所の業務改善を通じての生産性向上についての調査・研究	<p>令和4年度に高齢者支援課長通知で発出している、ケアプランの予定・実績情報のデータ連携のための「標準仕様」については、事業所単位で出力されるファイル構成になっている。一方、特に居宅介護支援事業所では担当するケアマネジャーが利用者単位にケアプランを出力しFAX等で送付する業務運用フローが定着しており、業務運用フローの見直しケアプランデータ連携のボトルネックになる恐れがある。</p> <p>さらに、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所双方において、パソコンや介護ソフトの構成、事業所番号の持ち方等の違いにより複数の構成が想定され、現場において運用フローと併せてシステム構成についても工夫する必要がある。</p> <p>また、令和5年4月運用開始予定で国民健康保険中央会に構築中の「ケアプランデータ連携システム」は、データ連携推進のための強力なツールであると考えられるが、利用に関する事業所の意向や利用状況を把握しつつ対応策を検討する必要がある。</p> <p>そのため、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所に対してアンケート調査やヒアリング調査を行い、ケアプランの予定・実績情報のやり取り等の業務フローを整理しつつ、課題や改善策を整理するとともに、データ連携を円滑に行うための業務改善のポイントを整理し、事業所の参考となる資料を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○普及・啓発		
111	介護離職者の離職理由の詳細等の調査及び勤労世代の介護離職防止に資する介護保険制度の広報資料等の作成	<p>○ 今後、更なる高齢化が見込まれている中で、介護離職の防止を始めとした、仕事と介護が両立できる環境の整備は重要な課題である。</p> <p>令和3年度に厚生労働省雇用環境・均等局が実施した委託調査によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内における、労働者が40歳となり、介護保険の被保険者となった際などの介護保険制度の周知の実施状況は十分とはいえないこと、 ・ 介護のために離職した方に、離職の理由の詳細を尋ねると、約30%が介護保険サービス等に関する理由を挙げ、その理由を細分化すると、介護保険制度の不知等も含まれていることが把握されている。これらを踏まえ、本事業においては、 ・ 同委託調査を参考に、介護のために離職した方の離職の理由の詳細等について、調査を改めて実施し、最新の状況を把握すること、 ・ この結果も活用しながら、主に中小企業内/中小企業の管理職や人事担当者向けのセミナー等で活用可能な研修資料等を作成することとする。 <p>○ この調査の実施に当たっては、同委託調査の調査票を参考に調査票の原案を作成しつつ、有識者等による検討委員会を立てた上で、調査項目を検討することとする。</p> <p>○ また、この研修資料の作成に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等で使用することを想定して、異なる住所地の者がそれぞれの住所地における介護保険に係る情報へ容易にアクセスが可能な効果的な方法を検討し、盛り込むこと、 ・ 必要に応じて有識者にヒアリングを実施した上、介護休業制度等の労働施策の内容、仕事と介護を両立している方や介護のために離職した方の実体験についての記載も盛り込んだものとするにより、勤労世代に資する包括的な内容とする。
○介護関連データ利活用		
112	要介護認定情報のデジタル化・電送化に関する調査研究事業	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、介護情報も含めた「全国医療情報プラットフォーム」の構築が進められていることから、介護情報をデジタル化し、情報利活用を推進する必要がある。また、要介護認定者数の増加に伴い、自治体における要介護認定事務の負担が年々増加していることから、ICTを活用した業務負担軽減に取り組む必要がある。本事業は、主治医意見書の依頼、作成、授受の一連の流れについて医療機関での入力状況や自治体における関連事務の実態把握を行うとともに、項目をデータベース化することも視野に入れたデジタル化・伝送化することによる効果及び実現に向けた課題を検討する。また、令和3～4年度の老健事業において、認定調査様式に係るICTやAIを活用した実証事業を実施したところ、各自治体の要介護認定調査様式の違いがシステム連携を困難にさせている現状が明らかになったことから、各自治体の様式を収集し、項目やフォーマットの違いとその影響を明らかにした上で、普及可能な標準的な様式を検討する。さらに、情報利活用の推進を検討する観点から、自治体における要介護認定情報の事業所等からの開示請求の実態把握を行うほか、フィールド実証にて整理した上で、有識者が参加する検討会において検討を行い、報告書に取りまとめることとする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定制度に関して多くの知見を有する組織であって、医療・介護の情報システムに係る仕組みやデータ利活用について経験・知見等を有する者による事業の実施が望ましい。 ・ 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。

番号	テーマ名	事業概要
113	介護情報を個人・介護事業所間で共有・閲覧できる仕組みについての調査研究事業	<p>令和3年6月に示された厚生労働省におけるデータヘルス改革に関する工程表に則り、介護情報利活用ワーキンググループにおいて、利用者が閲覧する情報・介護事業所間等で共有する情報の選定について議論を行っている。本事業では、令和3年度・令和4年度の老健事業を踏まえ、特に介護事業所・医療機関間において、共有・交換することが適切かつ必要となる介護情報および医療情報の内容や標準化方策について整理を行うための、調査研究を実施する。さらに、実際の運用に当たって、家族も含めた利用者の情報閲覧や介護事業所間等の情報共有に際し、個人情報の取り扱いや同意の取得方法等について海外の動向も踏まえながら調査研究を実施し、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護関係のシステムに関して多くの知見を有する組織であるとともに、個人情報保護法や電子形式のヘルスデータの管理やその利活用について取り扱う経験・知見・実績を有する者による事業の実施が望ましい。また、調査研究の実施に当たっては、介護情報利活用ワーキンググループにおける議論を踏まえて実施し、「介護情報の安全管理に関する調査研究事業」と十分に連携すること。</p>
114	科学的介護情報システム(LIFE)におけるフィードバックの活用に資する調査研究事業	<p>本事業では、介護事業所・施設において、LIFEのフィードバックがどのように活用されているかの実態、解釈・活用する際の課題に関してヒアリング等の調査を行う。調査を踏まえ、有識者による検討を行った上で、令和4年度の本事業で作成されたマニュアルのブラッシュアップを行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護関連システムに関して多くの知見を有する組織であって、特に科学的介護情報システム(LIFE)の収集項目について、知見を有している者による事業の実施が望ましい。また、マニュアルのブラッシュアップに当たっては、国立長寿医療研究センターが中心となって実施する「科学的介護に向けた質の向上支援等事業」と十分に連携すること。</p>
115	LIFEを用いた自治体向け介護サービスの質評価に関する調査研究	<p>令和3年度から科学的介護の推進のため導入された科学的介護情報システム(LIFE)は、開始以降様々なサービス事業に浸透し始めている。開始当初から、介護事業所向け、利用者向けにはPDCAサイクルを回すためのフィードバック内容の検討およびデータ活用のためのマニュアル作成など様々な施策が検討されてきたが、保険者である自治体向けにどのようなデータ活用のあり方が適切か、については更なる検討が必要である。</p> <p>本事業では、自治体が介護保険事業計画策定の際に利用している「見える化システム」にLIFEのデータをどのように示すことが有用かの検討など、自治体にとって利活用しやすい情報になる方策について、調査研究を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護に関して多くの知見を有する組織であって、これまで、自治体向けにデータの利活用を行ってきた実績を有する学識経験者がいる組織が望ましい。</p>
116	介護情報の安全管理に関する調査研究事業	<p>令和3年6月に示された厚生労働省におけるデータヘルス改革に関する工程表に則り、介護情報利活用ワーキンググループにおいて、利用者が閲覧する情報・介護事業所間等で共有する情報の選定について議論を行っている。本事業では、介護現場における安全管理措置を定めることも視野に入れ、ICT活用時の安全管理措置の実態調査及び情報の整理を行う。その結果を基に、介護現場において安全管理措置を実施する際の課題を抽出、具体的な対応案を報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 医療情報システムに関して多くの知見を有する組織であるとともに、個人情報保護法や電子形式のヘルスデータの管理やその利活用について取り扱う経験・知見・実績を有する者による事業の実施が望ましい。</p>

番号	テーマ名	事業概要
117	介護現場での自立支援促進に係る調査研究事業	<p>本事業では、令和3年度老健事業で収集した自立支援に係る介護の好事例等も踏まえ、令和4年度は自立支援促進加算を算定している全国の介護施設を対象として、現在行っている取組を調査し、今後推進していくべき自立支援促進に資する介護について、有識者による検討等を行った。令和5年度は自立支援促進加算を算定している事業所の利用者を対象に、自立支援の状況について調査研究を行うとともに、自立支援が有効に行われている利用者のケアプランの特徴を抽出することを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護に関して多くの知見を有する組織であるとともに、介護報酬に係る知見を有している者による事業の実施が望ましい。 ・調査等の一部については、速報として令和5年9月末を目途としてとりまとめを行うこと。
118	LIFEの介護事業所からの新規提案のあり方に関する調査研究事業	<p>令和3年度より開始された科学的介護情報システム(LIFE)においては、介護現場の理解を得ながら科学的根拠のある指標を定期的に見直し、盛り込むサイクルを作ることが求められている。一方、介護現場においては実践知の中では介護のケアの質に関連していることがある程度確立している指標の中でも、いわゆる科学的根拠が伴っていないものが多く存在している。</p> <p>本事業では、現段階で必ずしも科学的根拠が伴っていても、現場知の中から指標候補として取り上げ、研究を経てLIFEの指標として適した指標を介護報酬改定時等に提案していくサイクルを作るため、そのプロセスについて研究を行うことを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段介護サービス事業に従事しているサービス提供事業者又は事業者と密に連携できる者。 ・介護のデータを用いた研究に精通した研究者とともに検討を行うこと。
119	介護DBの解析・利活用を実践しうる人材を育成するためのプログラム作成等に関する調査研究事業	<p>本事業では、介護DBユーザー会で作成をしたマニュアルの更なる普及・啓発とユーザー会の拡大を行い、さらなる介護DBの利活用を促進するため、データ利活用の実態を調査し、報告書にとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>介護DBIに関して多くの知見を有する組織であって、介護DBの第三者提供を受けて研究を行った実績があり、介護レセプト等に関する人材育成・セミナー実施等の実績がある者。</p>
120	地域医療情報連携ネットワークと介護情報連携基盤に関する調査研究事業	<p>令和3年6月に示された厚生労働省におけるデータヘルス改革に関する工程表に則り、介護情報利活用ワーキンググループにおいて、利用者が閲覧する情報・介護事業所間等で共有する情報の選定について議論を行っている。本事業では、地域医療情報連携ネットワークでの介護情報連携を行っている事例および仕組みを把握するとともに、介護情報連携を行っている事例を元に、現在検討されている介護情報連携基盤と地域医療情報連携ネットワークを活用した仕組みの具体的なあり方について調査研究を行い、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>地域医療情報連携ネットワークや介護情報の基盤構築に関して多くの知見を有する組織であるとともに、電子形式のヘルスデータの管理やその利活用について取り扱う経験・知見・実績を有する者による事業の実施が望ましい。</p> <p>過去の調査研究事業の結果も踏まえて実施すること。</p>
○権利擁護施策		
121	介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業	<p>①テーマの問題意識 養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報・判断件数は、依然として高止まり傾向にあり、さらに、適正な手続きを経ることなく行われる身体的虐待に該当する身体拘束についても継続して発生している現状があるため、身体拘束の廃止・防止の取組をさらに推進することが不可欠であり喫緊の課題である。</p> <p>②実施すべき事業内容 「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年度)の内容を基本としつつ、在宅サービスに対応した適正な手続きや具体例、身体拘束を要しない介護技術等について調査・検討し、高齢者介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止に関する「手引き」を策定する。</p> <p>③成果物の体裁 調査研究結果について、手引き及び報告書にとりまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
122	自治体による高齢者虐待対応の標準化及び体制整備に資するAI等の活用に関する調査研究事業	<p>①テーマの問題意識 養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報・判断件数は、依然として高止まり傾向にあるが、自治体においては、虐待防止に資する計画策定に基づく体制整備に大きな地域差があり、担当職員の異動等により業務に関するノウハウの蓄積が困難な状況がある等の課題が生じており、虐待対応の標準化及び体制整備が急務である。</p> <p>②実施すべき事業内容 国が経年実施している「高齢者虐待の実態把握等のための調査」の結果の利活用にて、虐待対応上の終結段階における要因、緊急度等という観点から、自治体における虐待防止のための計画策定に基づく体制整備に資する調査・研究を行う。 また、児童分野等におけるAI等の活用状況を踏まえ、高齢者虐待防止における虐待判断の標準化、体制整備に資するAI等の活用方法や、そのための経年調査の内容等について提言を行う。</p> <p>③成果物の体裁 調査研究結果については、国が経年実施する高齢者虐待に関する調査や、自治体の虐待防止に資するデータの利活用等を報告書にとりまとめ、各都道府県・市町村に配布する。</p>
123	市民後見人養成テキストの改訂及び市民後見人の活躍推進に関する調査研究事業	<p>○ 市民後見人は、成年後見制度の担い手の確保や、地域共生社会の実現のための人材育成という観点から一層養成を推進していく必要がある。令和4年度の老健事業では、現行のカリキュラムの内容を精査し、課題を踏まえ、カリキュラムの改訂を行った。令和5年度は、同カリキュラムに即して、テキストを改訂し、市町村等が実施する養成研修の実施を促進する必要がある。また、市民後見人の活動状況については、令和4年度の老健事業で、研修修了後の活動について市町村や研修修了者に対して調査を行い、地域での活躍状況をまとめた。令和5年度は、具体的な活躍推進策の検討及び実施する上での留意事項の整理を行う必要がある。</p> <p>○ 本事業では、 ① 令和4年度に改訂した市民後見人養成研修カリキュラムに即したテキストの改訂を行うとともに、 ② 市民後見人の具体的な活躍推進策の検討及び実施する上での留意事項を整理し、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 令和4年度老健事業の成果を踏まえて事業を実施すること。</p>
124	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの活用及び意思決定支援・権利擁護推進のあり方に関する調査研究事業	<p>○ 高齢化の進展や一人暮らし高齢者の増加などを背景に、地域で生活する高齢者等の意思決定の支援や、権利擁護の重要性はますます高まると考えられ、高齢者等の医療や介護に携わる方々が、意思決定支援・権利擁護推進を効果的に実践できる環境を整備する必要がある。</p> <p>○ 本事業では、 ① 平成30年に策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」の介護施設や事業所等現場での活用状況や意思決定支援・権利擁護推進に関する取組状況を調査し、課題を把握するとともに、 ② 高齢者等の医療や介護に携わる方々が、意思決定支援・権利擁護推進を実践するための効果的な方策を検討し、地域包括ケアシステムとの関係性を含めて報告書にまとめる。</p>
○その他		
125	諸外国の介護制度の比較に関する調査研究事業	<p>○今後の介護保険制度の制度設計の参考とするべく、日本と同じく高齢化や人口動態の変化に直面する諸外国の公的介護制度について実態の把握及び比較分析を行う。</p> <p>○主に以下の事項について、各国における実態把握と比較分析を行い、報告書をまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護制度に関する基本的な制度概要 ・介護制度に係る財政の状況 ・認知症の方を支えるための施策 ・高齢者の健康づくり(我が国でいう介護予防)に関する取組 ・ICT・ロボットの導入に関する取組 ・科学的エビデンスに基づいた介護(我が国でいう科学的介護)についての取組と、その効果の定量的な分析 ・医療との連携に関する取組 ・低所得者への対応 ・その他介護制度に関する基本的事項 <p>○なお、調査対象については、ドイツ・フランス・オランダ・イギリス・韓国を想定している。</p>

番号	テーマ名	事業概要
126	地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について	<p>地域共生社会の実現に向けた老人福祉法の枠にとられない積極的な取組を行う安定的な運営状態にある養護老人ホームや軽費老人ホームに対するヒアリング調査等を行い、地域や様々な部署の市役所職員等との関係性やその安定運営の要因を明らかにするとともに、これを踏まえて、この他の施設に対し、助言や援助を行うなどモデル的に支援を行う。また、この中で、措置施設である養護老人ホームにおける契約入所の取組の状況についても明らかにし、これらを報告書にまとめる。</p>
127	介護サービス相談員活動の在り方及び新たな活動手法に関する調査研究事業	<p>介護サービス相談員の今後の活動を見据えて、感染症拡大等の影響下においても、介護サービス相談員活動が継続できる体制を確保する取組を進めている事例等を収集し、調査、研究を通じて実施マニュアルの作成等を行う。</p> <p>令和2年度より、介護サービス相談員の派遣先として新たに追加された「有料老人ホーム」、「サービス付き高齢者向け住宅」への活動実績が低調であることから、これらの施設における活動のあり方等についても調査、研究により検討を進める。</p>
128	高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業	<p>近年、頻発・激甚化する自然災害において、高齢者施設等が被災することも多いことを踏まえ、令和2年度に「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」を策定したところである。当該手引きの中で、避難の実効性を高めるためには、自治体だけでなく、近隣の高齢者施設等や消防関係者、地域住民、地域の企業等との協力・応援のネットワーク構築が不可欠であるとしている。一方で、ネットワーク構築の重要性は理解するものの、関係構築のため具体的な行動を起こす第一歩のハードルが高いとする施設も多い。</p> <p>そのため、高齢者施設等における災害発生時の対応について分析し、高齢者施設等における地域におけるネットワーク構築の促進に加え、実効性のある訓練の在り方の検討を行った上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等において、災害に備えた地域における関係者とのネットワーク構築の好事例や各施設等において策定された非常災害対策計画に基づき実施された主な災害別・施設類型別の訓練の好事例をまとめた「実践事例集書」の策定 ・必要に応じ「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」の改訂等を行うこととする。
129	介護サービスにおける専門職のテレワークの取扱いについて	<p>各介護サービス事業所・施設等(※)における生活相談員、機能訓練指導員、栄養士、保健師、社会福祉士等の専門職の業務のうち、テレワーク等による対応が可能と考えられる業務について、実際にテレワークを実施することによる職員や利用者への影響等を、実証事業等により調査することで、有識者や事業者団体等により組織する委員会において、実現可能性と課題、導入のための手順等を整理した上で、報告書に取りまとめることとする。</p> <p>※対象として、通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、老人保健施設、介護医療院、居宅介護支援、地域包括支援センター等を想定</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は、全国の介護サービス事業所・施設等に対するヒアリング調査等の実施が可能であり、厚生労働省が提示する複数のサービスごとに、テレワークの実施による影響等について実証事業による調査が可能であること。また、令和5年9月頃に中間報告を行うこと。 ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。
130	介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究	<p>令和4年12月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書において、介護サービス事業者の経営状況について、詳細に把握・分析するためのデータベースを整備することが適当であるとされている。当該データベースの検討に当たり、より正確な経営状況の実態把握に向けた経営情報の把握方法等について研究を行う。また、ICTやロボットといったテクノロジーの活用等、生産性向上の取組を行う事業者の経営が取組前後でどのように変化しているか、取組の費用対効果、生産性向上の成果が職員の処遇を含め、どのように反映していくのか等について、検討会を設置して検討を行い、報告書にとりまとめることとする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>介護事業者の経営状況の分析や生産性向上の取組に関して知見を有しており、適切に検討会の立ち上げや調査・ヒアリング等を実施することが可能であることが必要。</p>

番号	テーマ名	事業概要
131	介護事業者の経営状況のデータベースに関する調査研究	<p>令和4年12月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書において、介護サービス事業者の経営状況について、詳細に把握・分析するためのデータベースを整備することが適当であるとされている。当該データベースの構築に向けた検討に当たり、様々な運営主体が存在する介護サービス事業者からの経営情報の報告を求め、システム上の具体的な報告の単位(法人単位/拠点単位/事業所単位)の設定や報告状況の管理など、事業者や都道府県への負担を軽減しつつより適切な実態把握に向けた経営情報の把握・分析方法等について研究等を行い、報告書にとりまとめることとする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度老人保健健康増進等事業「介護事業者の財務状況の把握に関する調査研究」の成果を踏まえて実施すること。 ・介護事業者の計算書類や経営状況の分析に関して知見を有しており、適切に調査・ヒアリングや検討会の立ち上げ等を実施することが可能であることが必要。 ・令和5年9月中を目途にデータベースの設計に関する中間報告を行うこと。
132	海拔ゼロメートル地帯における洪水・高潮・津波災害時を想定した南海トラフ地震時の高齢者介護施設を中心とした広域避難及びBCPに関する調査研究	<p>【テーマの問題意識】</p> <p>湛水地域に所在する高齢者介護施設は、浸水被害の期間が長いことから、湛水被害地域からの避難が必要となるが、自助だけでは避難・業務継続が困難である。そのため、市町村等を巻き込んだ広域的な共助・公助の具体的な対策を提示する必要があると考え、これらについて調査研究を行う。</p> <p>【実施すべき事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域における行政機関、福祉・医療関係者、救出救助機関による検討委員会の設置 ・海拔ゼロメートル地帯における広域避難計画・BCPモデル作成 ・湛水地域の高齢者介護施設、市町村向けの視聴覚教材を他の湛水地域に普及 ・セミナー等を実施し、事業成果を広く発信する。 <p>上記事項等において報告書にとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>東海北陸厚生局と連携して事業を進めること。</p>
133	要介護認定率の変化に関する調査研究事業	<p>最近の介護給付費の動向を見ると、従来は年5%程度のペースで増加していた介護給付費は、2015年以降、年2~3%程度の伸びに鈍化してきている。介護給付費の動向を要因分解すると、2015年以降、要介護認定率の低下が給付費の伸びの鈍化に大きく寄与しており、事実、年齢階級別の要介護認定率を見ると、70歳以上の階層で認定率が大きく下がっていることが確認されている。</p> <p>先行研究によると、社会参加が増えると介護給付費が減り、要介護認定率が下がることが示されており、これまでの通いの場をはじめとする介護予防の取り組みや各種予防・健康づくり等の取り組みの効果が現れて来ているものと考えられる。</p> <p>一方、これまでの通いの場等をはじめとする介護予防の効果等がどの程度要介護認定率、ひいては介護給付費に影響を与えているかは不明であることから、本事業では、通いの場をはじめとする厚労省の施策に関わる取組みが、要介護認定率や介護給付費とどの程度関連しているかについて調査研究を行い、報告書等にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>通いの場等厚労省の介護予防関連施策と要介護認定率、介護給付費の関連について豊富な研究経験を持つ者が望ましい。</p> <p>令和5年度9月頃までに速報値をとりまとめて公表する可能性がある。</p>
134	その他上記に関連すると認められる調査研究事業	上記に関連する事業を実施する。